

第3期 柳川市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(素案)

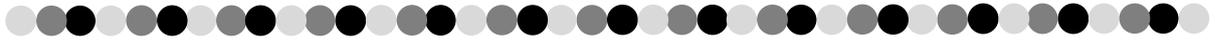
(令和5年～令和9年)

令和5年1月

内容

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉の意義と役割.....	2
(1)「地域福祉」とは.....	2
(2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方.....	2
(3)「地域・圏域」の考え方.....	3
(4)本市における3つの圏域.....	3
(5)地域福祉をめぐる国の動向.....	4
(6)第3期の計画において踏まえるべき事項.....	4
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	6
(1)計画策定の目的.....	6
(2)計画の性格.....	6
(3)個別計画との関係及び成年後見制度利用促進計画等との一体的策定.....	8
(4)計画の期間.....	9
(5)計画の策定体制.....	10
第2章 本市の福祉をとりまく状況	11
1 本市の状況.....	12
(1)統計からみる現状.....	12
(2)支援を必要とする住民の状況.....	14
(3)各種相談の状況.....	15
2 各種調査結果.....	16
(1)市民意識調査からみる現状.....	16
(2)団体ヒアリング調査結果より.....	25
(3)地域座談会より.....	27
3 本市の福祉課題について.....	32
(1)課題のまとめ.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念.....	36
(1)基本理念.....	36
2 計画の基本目標.....	37
(1)基本目標.....	37
(2)施策の体系.....	39

第4章 施策の展開	40
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	41
1 情報提供の充実.....	41
(1)福祉サービスを知る機会の充実.....	41
(2)身近なところでの情報共有の充実.....	43
2 相談支援活動の推進.....	45
(1)身近な相談支援の充実.....	45
(2)相談窓口の機能充実.....	47
基本目標2 安心安全な暮らしを支える体制づくり	49
1 安心できる福祉の充実.....	49
(1)福祉サービスの適切な提供の推進.....	49
(2)地域での支え合いの推進.....	52
2 安心を支える体制の整備.....	54
(1)防災力の向上.....	54
(2)防犯体制の向上と再犯防止の推進（柳川市再犯防止推進計画）.....	57
(3)権利擁護と成年後見制度の活用の推進（柳川市成年後見制度利用促進計画）.....	59
基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり	62
1 交流やつながりの充実.....	62
(1)孤独・孤立対策の推進.....	62
(2)地域活動の活性化.....	65
(3)ボランティア活動の推進.....	67
2 学ぶ機会の充実.....	69
(1)人権教育・福祉教育の充実.....	69
(2)福祉問題などを学ぶ機会の充実.....	71
第5章 計画の推進に向けて	73
1 計画の推進体制.....	74
(1)関係機関との連携.....	74
(2)PDCA サイクルに基づく計画推進.....	75
資料編	76
1 柳川市地域福祉計画策定委員会要綱.....	77
2 柳川市地域福祉活動計画策定委員会要綱.....	78
3 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿.....	79
4 用語解説.....	80
5 SDGsの17の目標について.....	86



第 1 章

計画策定にあたって



1 地域福祉の意義と役割

(1) 「地域福祉」とは

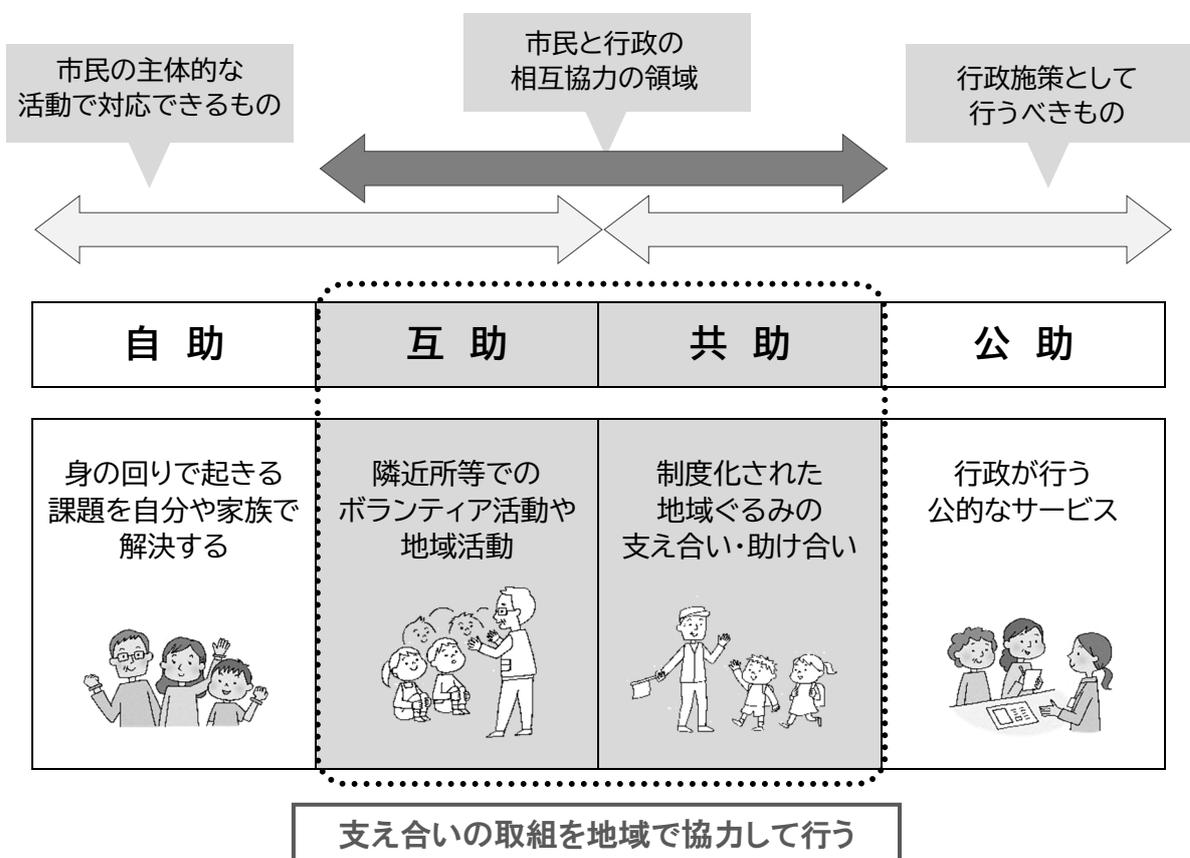
「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域で活動を行う団体、行政機関等が互いに協力することで、住民同士で互いに支え合い、助け合うことができる関係性やその仕組みをつくることです。

地域福祉を推進していくことによって、日常生活を送る上での不安や困りごとを地域で活動する団体や行政等との連携によって解決に導くことができ、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりにつながります。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

■ 「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



(3) 「地域・圏域」の考え方

先述の「自助」「互助・共助」「公助」とともに重要になるのが、「地域・圏域」の考え方です。本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、自分や家族といった最小の単位（レベル）から、隣近所や隣組、行政区、小学校区、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

■地域福祉推進のための圏域の考え方

自分や家族	隣近所・隣組	行政区	小学校区	市全域
地域福祉活動の理解と協力	隣近所での日常的な声かけや見守り	住民に身近な地域での見守りやサロンなど活動の実施	小学校区単位をベースにした、まちづくり協議会等における地域福祉活動	公的サービスの提供やボランティアによる支援、福祉に関する相談の全域的窓口

(4) 本市における3つの圏域

本市においては、多様化する地域における福祉課題に対応していくため、「小地域」のレベルから、市全体まで、3つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

■本市における3つの圏域

「小地域」 おおむね「隣組」 もしくは「行政区」	生活上のつながりが最も深い地域を「小地域」とします。 「小地域」は、日常的なあいさつや見守り、地域活動を通じた住民同士の交流など、地域福祉推進の基礎的な活動が行われる単位となります。
「中地域」 おおむね「小学校区」	地域の団体などが連携を図りながら、組織的な地域福祉活動を推進する地域を「中地域」とします。 おおむね地区（校区）を単位に、地区社会福祉協議会（地区社協）が設立され、地域の状況に合わせたさまざまな地域福祉活動を行っています。また、民生委員児童委員などによる組織的な活動や、コミュニティの組織づくりが校区単位で進められています。
「市全域」 計画対象範囲である 柳川市全体	本計画の対象範囲全体の地域を「市全域」とします。 柳川市や柳川市社会福祉協議会が、福祉サービスの提供とその向上に向け、全市的な取り組みを進めています。

(5) 地域福祉をめぐる国の動向

国では、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されています。

また、平成29年に改正された社会福祉法の第107条に基づき、各自治体が地域福祉計画を策定することが努力義務となりました。市民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、それぞれの立場での役割を担いながら、地域社会で支え合いや連携の強化が求められています。

さらに、平成29年12月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

本計画では、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、策定するものとします。

(6) 第3期の計画において踏まえるべき事項

①多様化・複雑化する生活課題

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

②持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

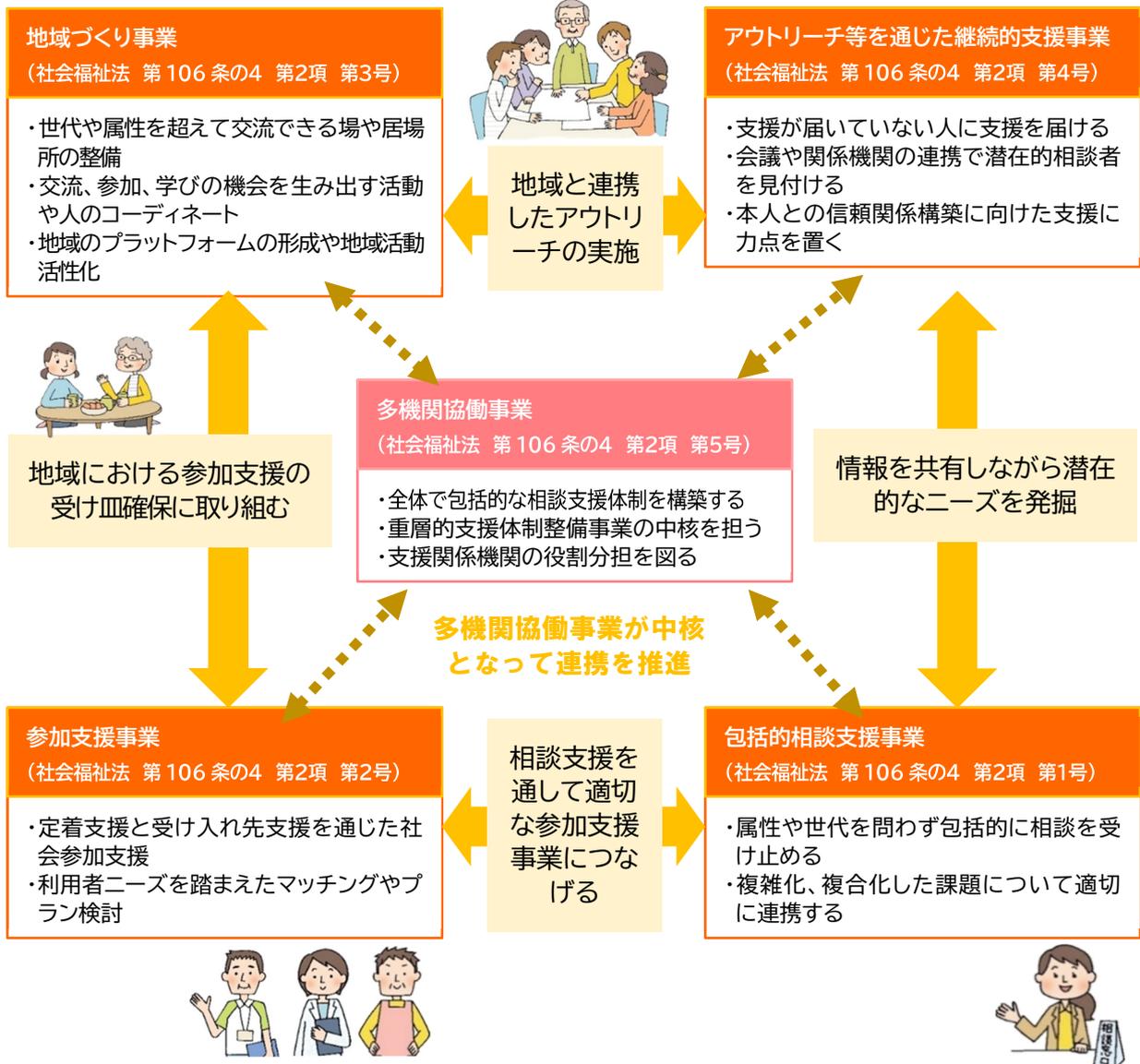
地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められており、本計画でもSDGsの視点を取り入れ推進します。

③「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布、令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障害福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

■国の示す重層的支援体制整備事業の全体像



2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 計画策定の目的

柳川市及び柳川市社会福祉協議会では、平成30年3月に「第2期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」という基本理念のもと、地域福祉を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間満了を迎えたことから、令和5年度から令和9年度の5年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す「第3期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

また、本計画は、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインをはじめとして、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況のほか、策定にあたり実施した各種調査、座談会等の結果を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

(2) 計画の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会の事業に関して定める民間の活動・行動計画です。

本市では、地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者等、地域の多様な主体の役割を明らかにし、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

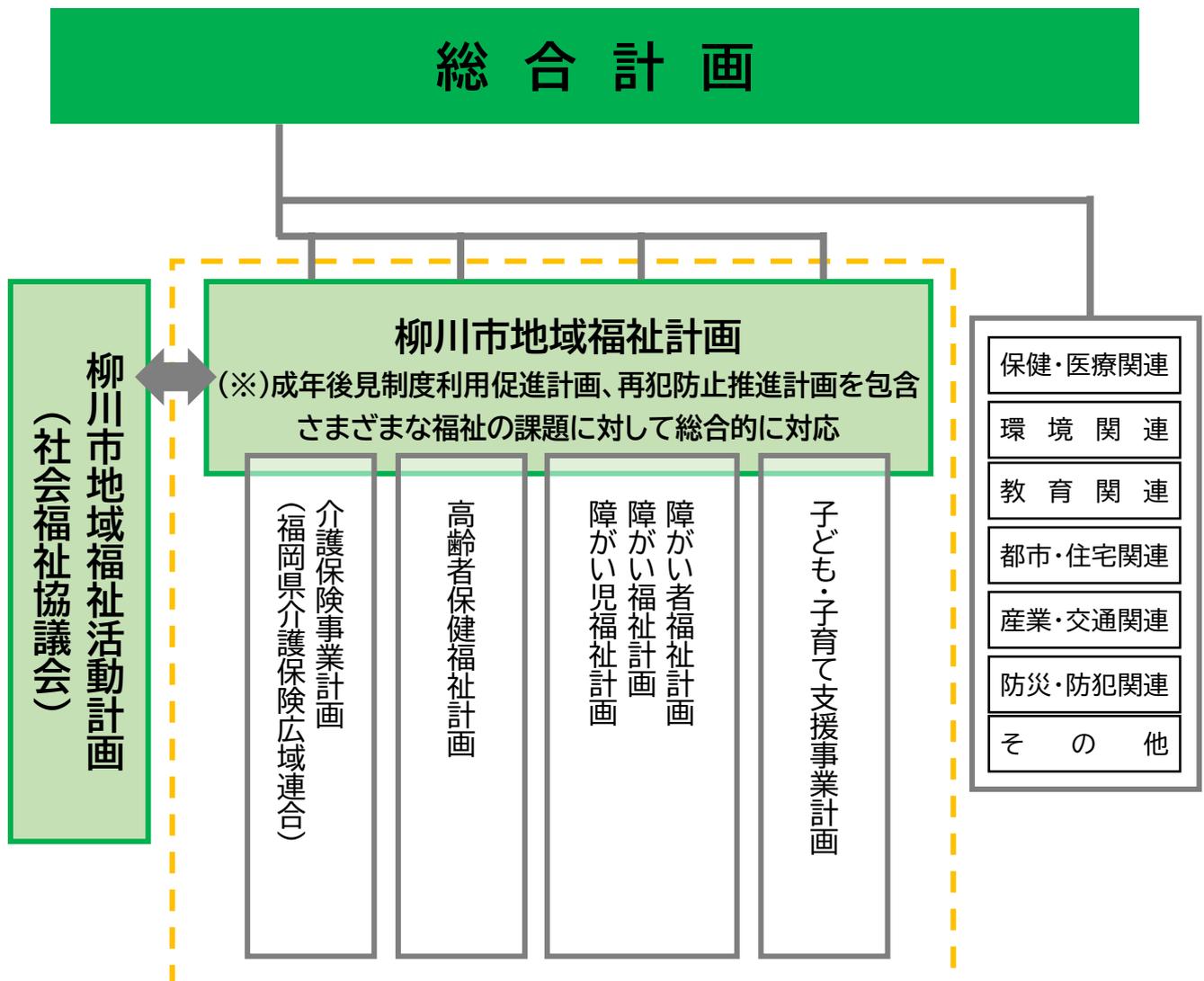
(3) 個別計画との関係及び成年後見制度利用促進計画等との一体的策定

地域福祉計画は、平成29年の社会福祉法の改正により、福祉の各分野（高齢者、障がい児・障がい者、子ども等）の上位計画として位置づけられています。

また、本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画である総合計画をはじめとして、各種計画との連携・整合を図るものとします。

あわせて、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」について、本項目の一部を位置づけます。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画および各個別計画との関係



■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（4）計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や制度改正などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民と行政の協働による計画策定とするため、地域福祉に係る市民の代表者及び関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

また、住民意識調査や地域座談会、パブリック・コメント等の実施により、市民意見を把握し、計画へ反映しました。

それぞれの趣旨や内容については、以下の通りです。

①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置して協議を行いました。

②住民意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する住民の意向、問題、課題を吸い上げ、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

③関係団体へのヒアリング調査

市内にある福祉関係団体の現状と課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

④校区座談会

計画の策定にあたり、住民が普段、地域の暮らしの中で感じていること（福祉に関する現状や課題）や、今後の地域づくりへの想い・アイデアについて聴取し、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

⑤パブリック・コメント

計画の策定にあたり、本計画を素案の段階でホームページ上で公表し、計画に対する市民の意見を募集しました。



第 2 章

本市の福祉をとりまく状況



1 本市の状況

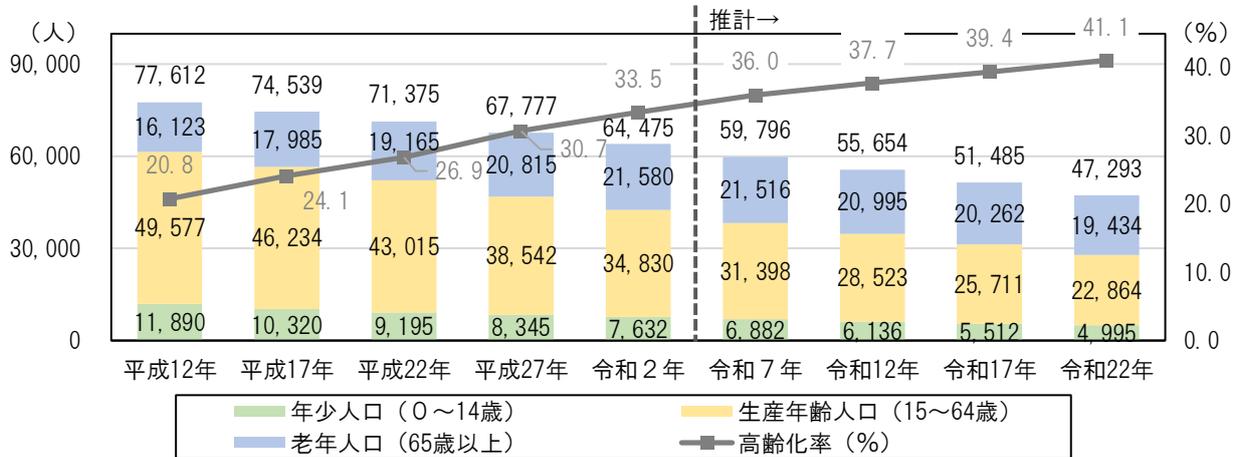
(1) 統計からみる現状

①人口等の状況

柳川市の総人口は、平成12年には77,612人、令和2年には64,475人と減少傾向となっています。また、「2040年問題」を迎える令和22年には47,293人まで減少することが見込まれています。

また、高齢化率をみると令和2年には33.5%と市民の約3人に1人が高齢者となっていますが、令和22年には41.1%まで上昇すると見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移と高齢化率

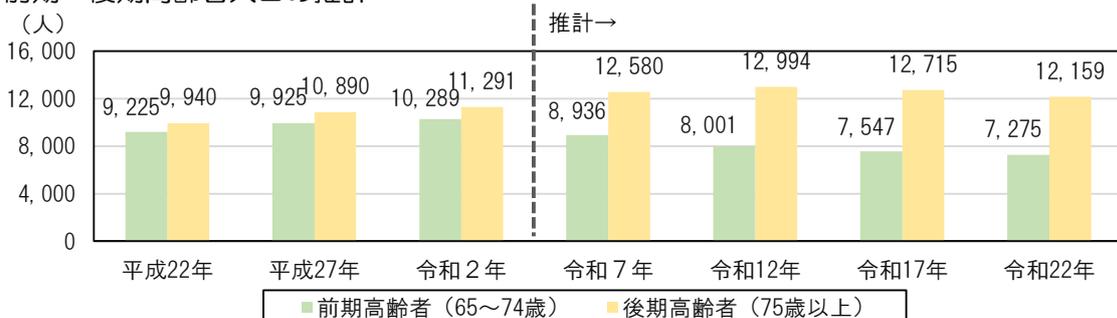


注：人口総数には年齢不詳者も含まれているため、年齢3区分の積み上げ人口には一致しない場合がある。
資料：実績値（令和2年まで）は国勢調査、推計値（令和7年以降）は国立社会保障・人口問題研究所推計

②高齢者人口の状況

65歳以上の老年人口の内訳をみると、65~74歳の前期高齢者は令和2年の10,289人をピークに減少し、令和12年には8,001人と22%減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は令和2年の11,291人から令和12年には12,994人と15%の増加となっています。

■前期・後期高齢者人口の推計



資料：実績値（令和2年まで）は国勢調査、推計値（令和7年以降）は国立社会保障・人口問題研究所推計

③世帯の状況

過去10年間の高齢者ひとり暮らし世帯数と高齢者夫婦のみ世帯数の推移をみると、いずれも増加しており、総世帯数に占める割合も、10年間で前者は3.7ポイント、後者は4.3ポイント増加しています。一方、母子世帯・父子世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。

■高齢者単身世帯などの推移

項目	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
総世帯数	23,289	100.0	23,398	100.0	24,114	100.0
高齢者ひとり暮らし世帯数	2,020	8.7	2,537	10.8	2,995	12.4
高齢者夫婦のみ世帯数	2,103	9.0	2,468	10.5	3,205	13.3
母子世帯数	410	1.8	406	1.7	397	1.6
父子世帯数	41	0.2	32	0.1	35	0.1

資料：国勢調査

④民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- ・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

柳川市では177人（定数）の民生委員児童委員（うち主任児童委員が20人）が活動しています。

⑤福祉委員の状況

福祉委員は、各行政区より選出され、社会福祉協議会が委嘱します。地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人など、援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。現在447人（令和4年3月末現在）の福祉委員が配置されています。

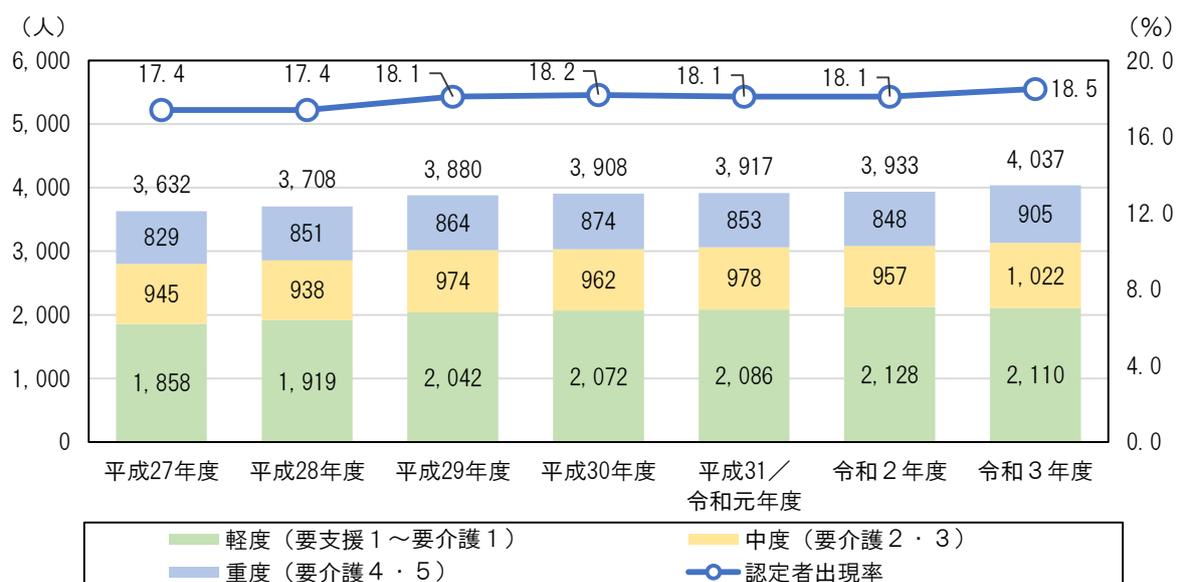
(2) 支援を必要とする住民の状況

①要介護(要支援)認定者の推移

本市の要介護(要支援)認定者は毎年増加しており、令和3年9月末時点では4,037人、認定者出現率は18.5%となっています。

また、要介護度別にみると、軽度(要支援1～要介護1)の増加と比べると中度(要介護2・3)、重度(要介護4・5)の増加は緩やかになっています。

■要介護(要支援)認定者の推移

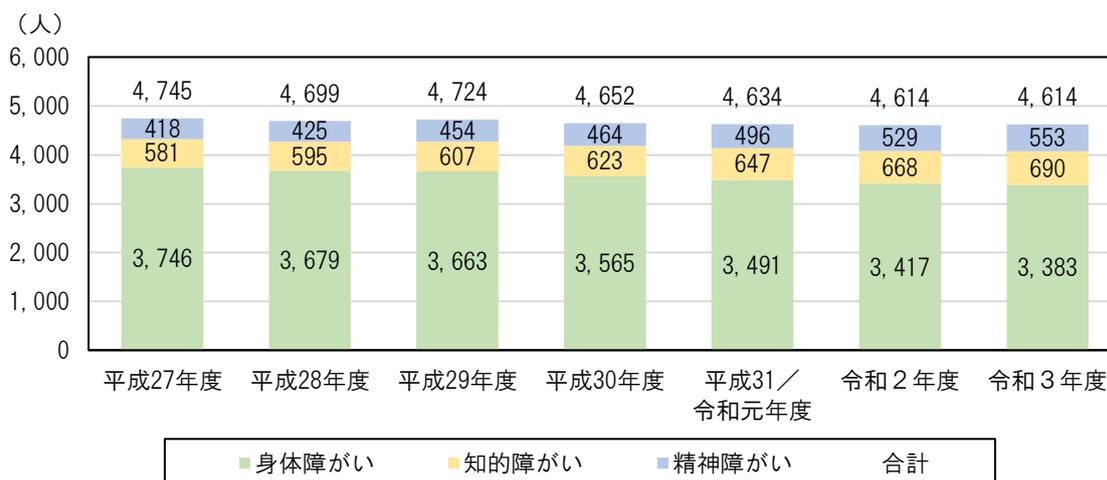


資料：福岡県介護保険広域連合

②障がいのある人の動向

障がい種類別の手帳所持者数をみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

■障がい種類別手帳所持者数の推移



資料：柳川市福祉課(各年度3月末現在)

③児童扶養手当の動向

ひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者数は、平成27年度の780人から減少して令和3年度には693人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数（人）	780	767	764	729	727	721	693

資料：柳川市子育て支援課（各年度3月末現在）

④生活保護受給世帯数・受給者数の動向

生活保護受給世帯数は平成27年度の703世帯から令和3年度には622世帯に減少しています。また、人員も平成27年度の976人から令和3年度には805人に減少しています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数（世帯）	703	694	674	643	619	622	622
人員（人）	976	941	896	851	808	803	805
保護率（％）	1.42	1.39	1.34	1.28	1.23	1.24	1.25

注：保護率は、「被保護人員」÷「各年度3月末現在の住民基本台帳人口」×100で算出

資料：柳川市生活支援課（各年度3月末現在）

（3）各種相談の状況

①児童虐待相談件数の動向

児童虐待相談件数（柳川市内の実績）は、平成27年度の86件から増加し続けており、令和3年度では425件となっています。

■児童虐待相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（件）	86	87	100	281	342	363	425

資料：福岡県児童相談所事業概要（各年度3月末現在）

②DV相談件数の動向

DV相談件数は、年によって差があり、平成27年度は187件、令和2年度が最も多く227件、令和3年度には120件となっています。

■DV相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（件）	187	151	127	71	48	227	120

資料：柳川市子育て支援課（各年度3月末現在）

2 各種調査結果

(1) 市民意識調査からみる現状

1. 調査の目的

市民の「福祉」に関する実感や意見を伺い、現状や課題の分析また施策検討における資料として活用することを目的に実施しました。

2. 調査概要

- ◇調査対象者：①市内にお住いの18歳以上の方2,000人（無作為抽出）
②子育て世帯の保護者 約608人（学童保育所を通じて配布）
 - ◇調査期間：令和3年11月15日（月）～12月3日（金）
 - ◇調査方法：①郵送配布・郵送回収による本人記入方式
②学童保育所を通じて保護者に配布（手渡し）、その後郵送にて回収
- ※回答については、郵送での回答と並行してWEBによる回答も受け付け

3. 回収結果

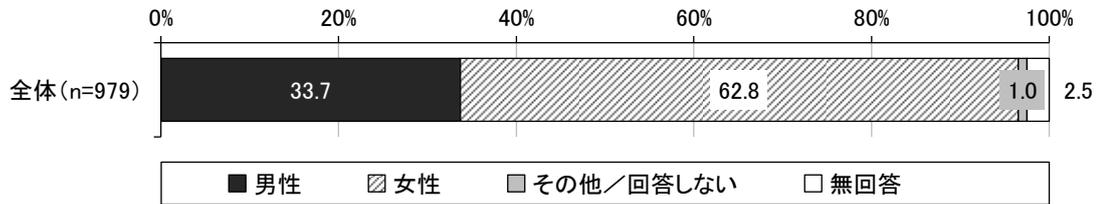
- ◇配布数：2,608件
- ◇有効回収数：979件（うち、郵送による回収874件、WEBによる回収105件）
- ◇有効回収率：37.5%

4. 調査結果の見方

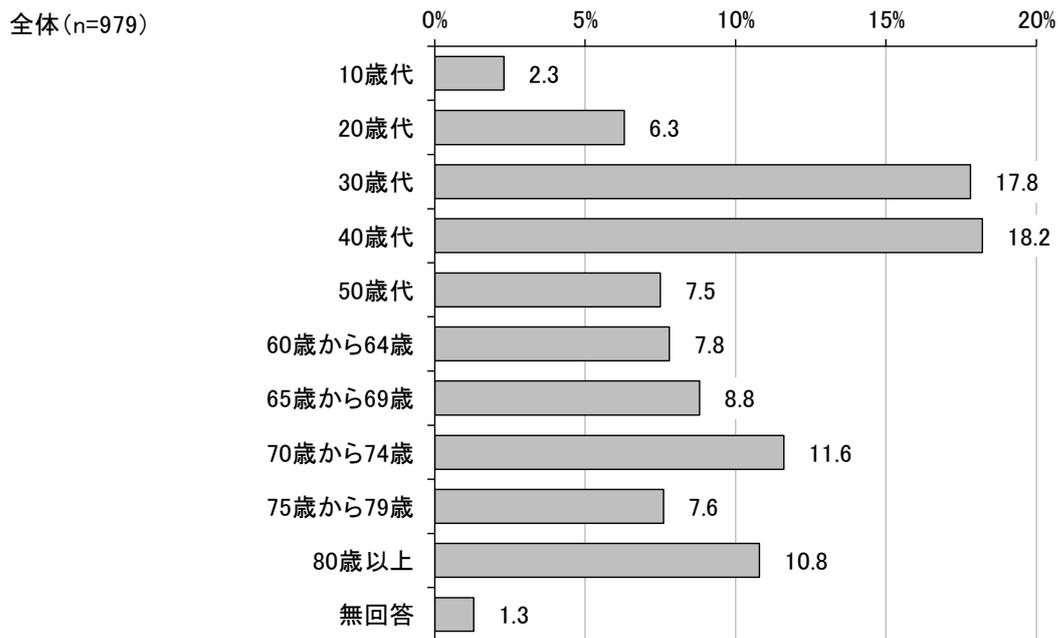
- 回答結果の割合「%」は、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- クロス集計結果では、性別等の不明・無回答者が含まれていないため、クロス集計結果の回答者総数の合計と全体の回答者総数は合致しません。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 表中の網掛けは、「無回答」を除き、最も割合の高い項目（※白文字）と、二番目、三番目に割合の高い項目を表しています。
- 複数回答のグラフは、上位5位（⑤のみ6位）までの結果を抜粋して掲載しています。

5. 調査結果

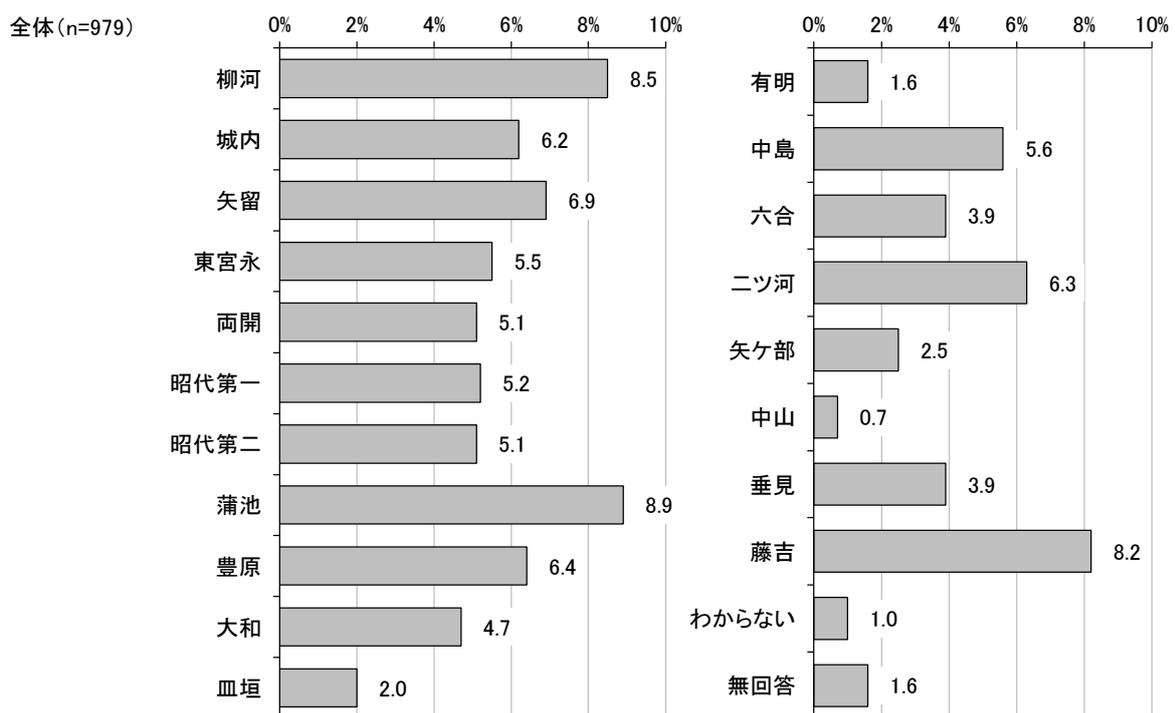
① 回答者の性別(説明略)



② 回答者の年代(説明略)



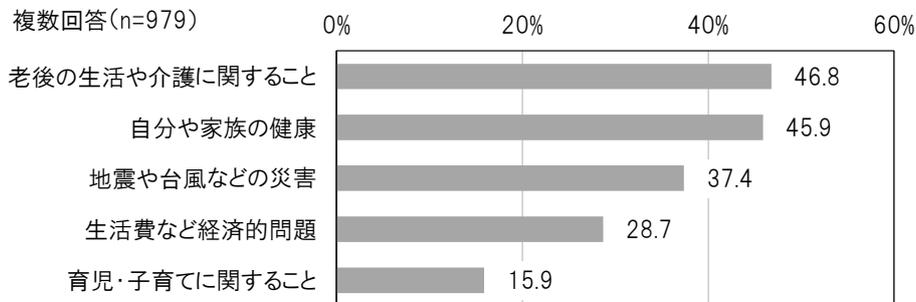
③ 回答者の居住地区(説明略)



④ 日常生活でどのような悩みや不安を感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活でどのような悩みや不安を感じているかについてみると、全体では「老後の生活や介護に関すること」が46.8%と最も多く、次いで「自分や家族の健康」が45.9%となっています。

また、年齢別にみると、20代・30代では「生活費など経済的問題」が、30代では「育児・子育てに関すること」が、それぞれ他の年代より高くなっています。

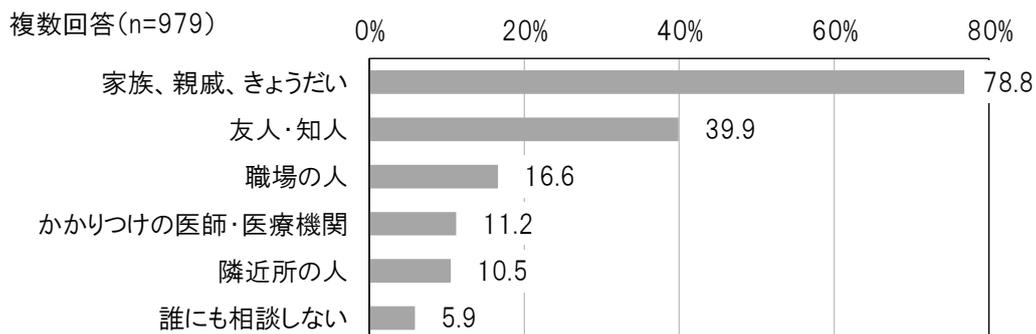


【年齢別表】

単位: %	年齢別	自分や家族の健康	と老後の生活や介護に関すること	育児・子育てに関すること	家族との人間関係	生活費など経済的問題	仕事(就労・経営等)に関すること	学校や職場の人間関係	近所づきあいに関すること	住まいに関すること	犯罪など地域の治安に関すること	地震や台風などの災害	人権問題に関すること	家族生活(進学・就職・結婚等)	特に悩みはない	その他	無回答
		全体(n=979)	45.9	46.8	15.9	8.1	28.7	13.2	6.4	7.4	11.2	13.6	37.4	2.1	9.2	17.2	1.7
年齢別	20歳以下(n=85)	21.2	16.5	11.8	3.5	24.7	20.0	7.1	1.2	3.5	4.7	14.1	1.2	11.8	36.5	3.5	4.7
	30歳代(n=174)	39.7	31.0	44.8	9.2	41.4	20.1	13.8	9.8	12.6	21.3	27.0	2.3	11.5	13.2	2.3	2.9
	40歳代(n=178)	37.6	42.1	32.0	12.9	33.7	18.5	12.9	9.0	11.8	16.9	29.8	2.2	12.9	16.3	2.2	5.6
	50歳代(n=73)	57.5	58.9	5.5	11.0	27.4	23.3	5.5	9.6	12.3	15.1	45.2	1.4	13.7	12.3	2.7	4.1
	60~64歳(n=76)	56.6	69.7	2.6	3.9	27.6	14.5	5.3	9.2	18.4	7.9	46.1	3.9	14.5	6.6	1.3	3.9
	65~74歳(n=200)	52.0	52.0	1.5	6.0	22.0	5.5	0.5	6.0	10.5	11.0	45.0	1.0	3.5	15.0	0.5	5.0
	75歳以上(n=180)	54.4	59.4	0.6	6.1	20.6	2.2	0.6	5.6	9.4	10.6	50.6	2.8	4.4	22.2	1.1	5.0

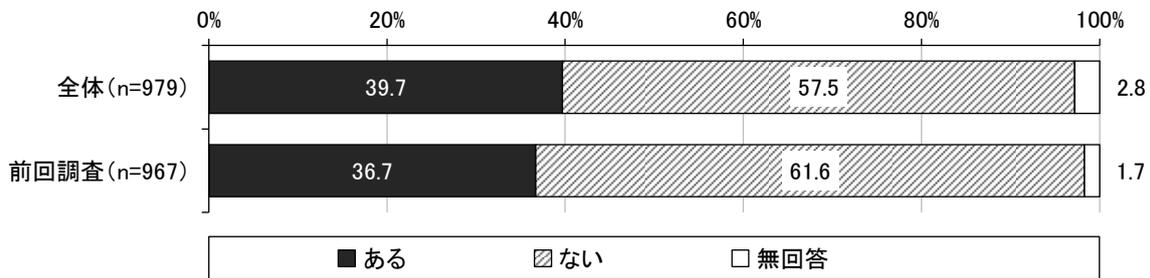
⑤ 日常生活で悩みや不安があるとき、だれに(どこに)相談していますか。(あてはまるものすべてに○)

悩みや不安の相談先についてみると、「家族、親戚、きょうだい」が78.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が39.9%となっています。また、「誰にも相談しない」が5.9%となっています。



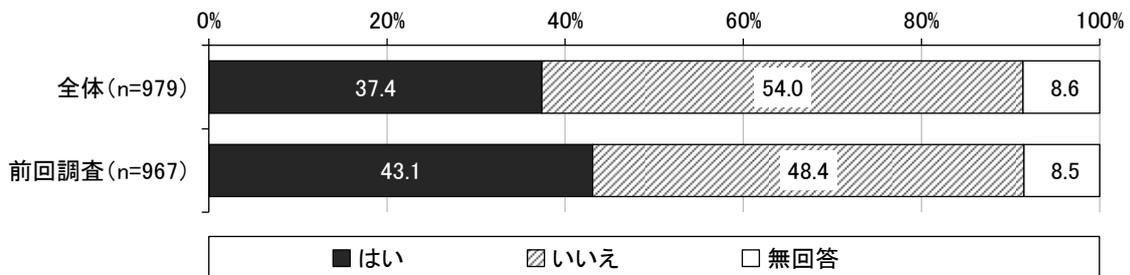
⑥ あなたは、ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。(1つに○)

ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるかについてみると、「ない」が57.5%、「ある」が39.7%となっています。



⑦ 今後、あなたは地域活動・ボランティア活動をしたい(続けたい)と思いますか。(1つに○)

今後、地域活動・ボランティア活動をしたい(続けたい)と思うかについてみると、「いいえ」が54.0%、「はい」が37.4%となっています。

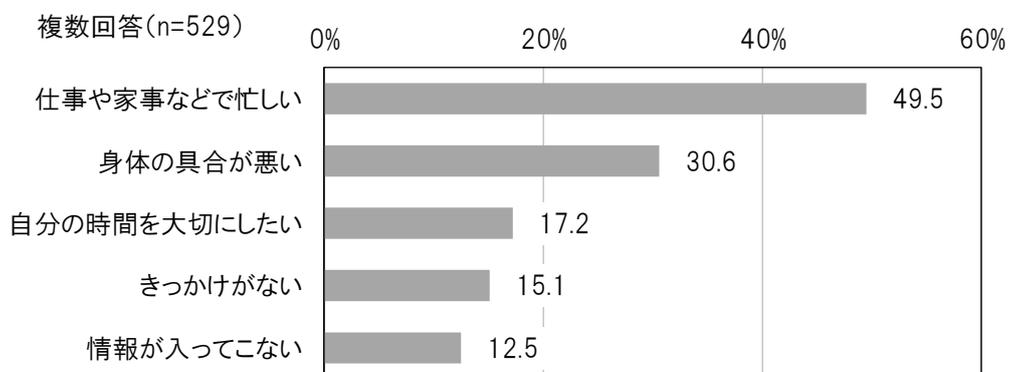


⑦ で「いいえ」を選んだ方

⑧ 地域活動・ボランティア活動をしたいと思わない理由は何ですか。(主なものを3つまでに○)

地域活動・ボランティア活動をしたいと思わない理由についてみると、「仕事や家事などで忙しい」が49.5%と最も多く、次いで「身体の具合が悪い」が30.6%となっています。

また、年齢別にみると、60～64歳以下の年代では「仕事や家事などで忙しい」が、65～74歳以上の年代では「身体の具合が悪い」が、それぞれ他の年代より高くなっています。



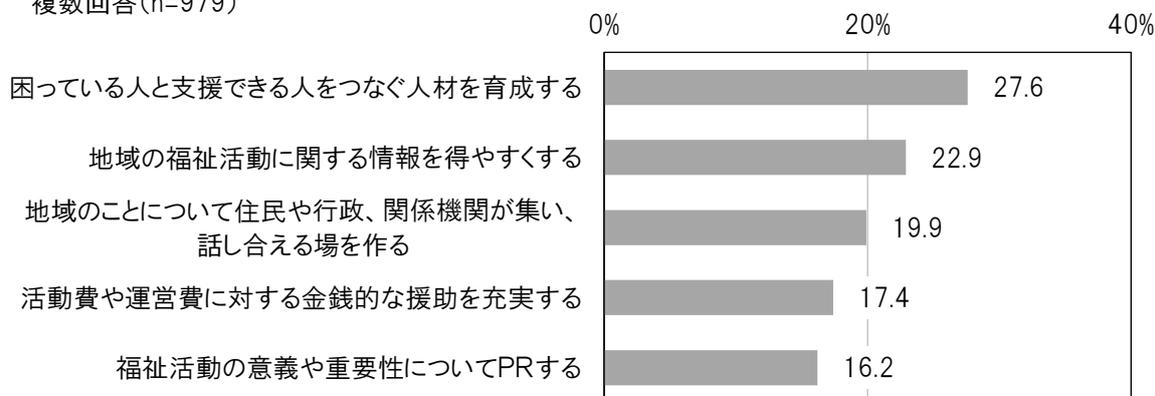
【年齢別表】

単位：%		忙しい仕事や家事などで	知らない人がいる	情報が入ってこない	きっかけがない	参加方法がわからない	自分の時間を大切にしたい	活動内容に興味が無い	身体具合が悪い	自分の生活には関係ない	わずらわしい	家族の理解が得られない	その他	特になし	無回答
全体(n=529)		49.5	11.3	12.5	15.1	6.4	17.2	9.3	30.6	1.1	8.3	2.3	7.2	6.4	1.9
年齢別	20歳代以下(n=44)	65.9	11.4	15.9	20.5	4.5	22.7	9.1	4.5	4.5	0.0	0.0	6.8	6.8	0.0
	30歳代(n=90)	82.2	20.0	21.1	17.8	13.3	27.8	13.3	4.4	2.2	7.8	2.2	2.2	2.2	1.1
	40歳代(n=87)	74.7	14.9	10.3	14.9	3.4	20.7	11.5	6.9	1.1	11.5	1.1	6.9	5.7	1.1
	50歳代(n=37)	67.6	10.8	13.5	18.9	5.4	24.3	8.1	24.3	0.0	10.8	2.7	5.4	0.0	2.7
	60～64歳(n=38)	63.2	15.8	13.2	18.4	2.6	5.3	13.2	26.3	2.6	13.2	0.0	7.9	10.5	0.0
	65～74歳(n=115)	31.3	7.8	11.3	13.0	7.8	15.7	8.7	46.1	0.0	9.6	4.3	3.5	11.3	0.9
	75歳以上(n=117)	7.7	4.3	6.8	11.1	4.3	7.7	4.3	66.7	0.0	6.0	2.6	15.4	6.0	4.3

⑨ 今後、地域における支え合い、助け合い活動を活発にしていきたいためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なものを3つまでに○)

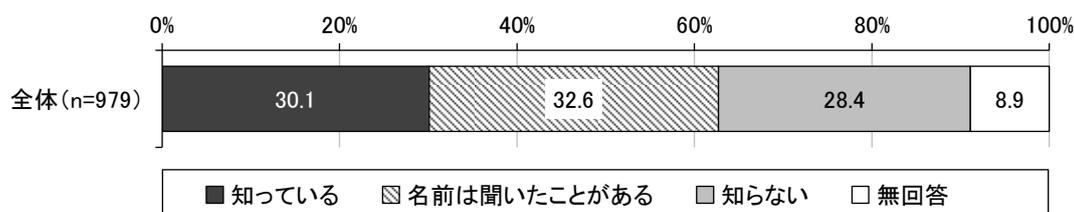
今後、地域における支え合い、助け合い活動を活発にしていきたいために重要だと思うことについてみると、「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が27.6%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関する情報を得やすくする」が22.9%となっています。

複数回答(n=979)



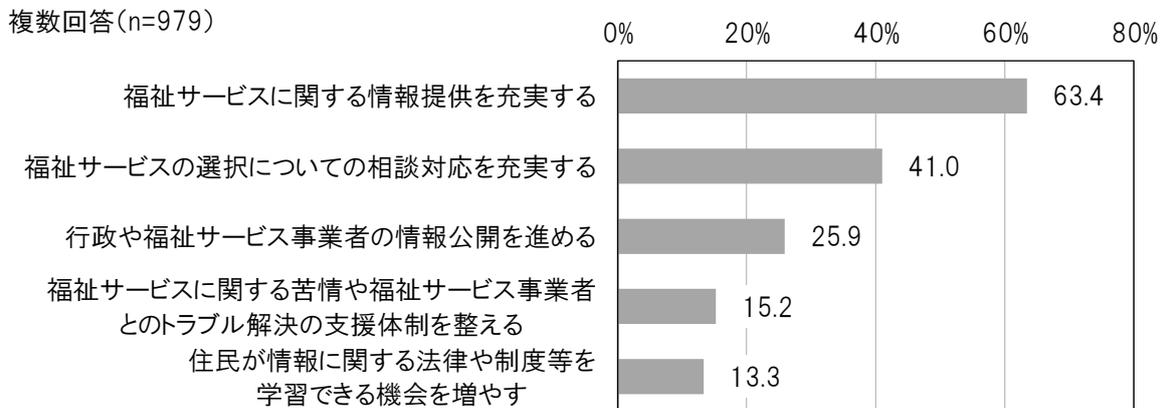
⑩ 社会福祉協議会の存在や活動を知っていますか。(1つに○)

「社会福祉協議会」をどのくらい知っているかについてみると、「名前は聞いたことがある」が32.6%と最も多く、次いで「知っている」が30.1%となっています。



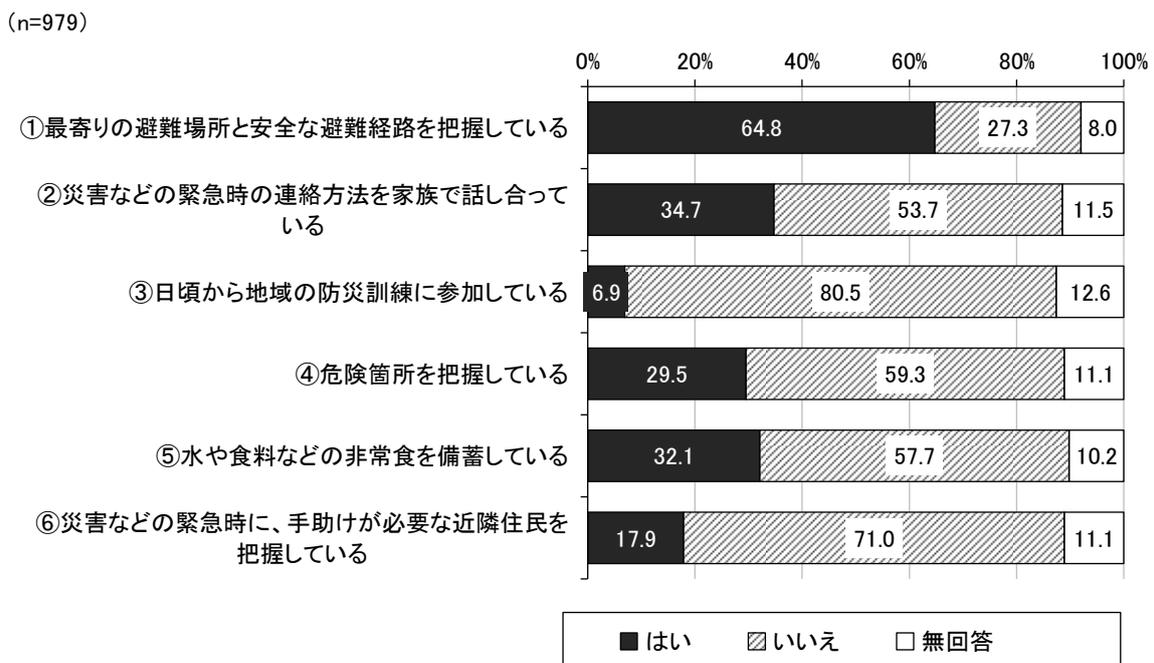
⑪ 福祉サービス利用者が、自分に最適な「福祉サービス」を選び、安心して利用するために市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(主なもの3つまでに○)

自分に最適な「福祉サービス」を選び、安心して利用するために市が取り組む必要があることについてみると、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が63.4%と最も多く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が41.0%となっています。



⑫ あなたは、地震や台風等の災害への備えとして、以下のようなことに取り組んでいますか。(それぞれ1つだけ○)

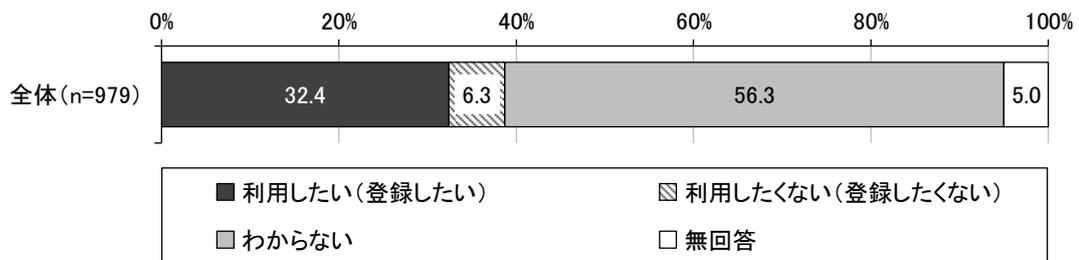
地震や台風等の災害への備えについてみると、「はい」が「①最寄りの避難場所と安全な避難経路を把握している」で64.8%と最も多くなっています。次いで「②災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」(34.7%)、「⑤水や食料などの非常食を備蓄している」(32.1%)となっています。また、「③日頃から地域の防災訓練に参加している」が6.9%と少なくなっています。



⑬ 災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度があれば、利用したいと思いますか。(1つに〇)

災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度があれば、利用したいと思うかについてみると、「わからない」が56.3%と最も多く、次いで「利用したい(登録したい)」が32.4%となっています。

また、年齢別にみると、75歳以上では「利用したい(登録したい)」が他の年代より高くなっています。

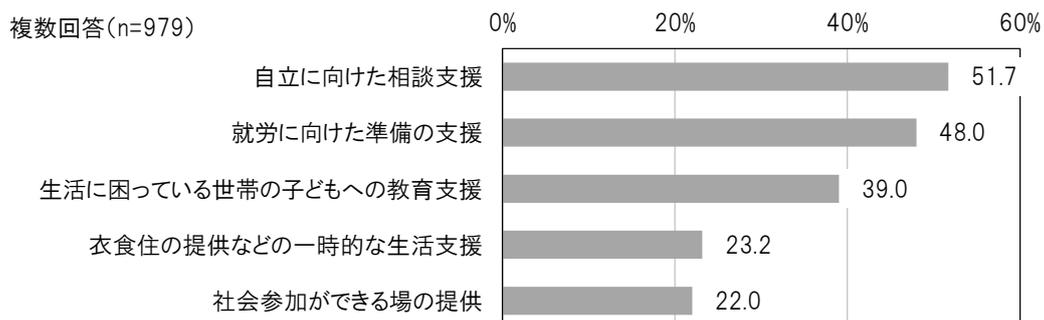


【年齢別表】

単位: %		利用したい(登録したい)	利用したくない(登録したくない)	わからない	無回答
全体 (n=979)		32.4	6.3	56.3	5.0
年齢別	20歳代以下 (n=85)	31.8	3.5	63.5	1.2
	30歳代 (n=174)	35.6	4.0	59.2	1.1
	40歳代 (n=178)	27.0	6.2	62.4	4.5
	50歳代 (n=73)	27.4	6.8	61.6	4.1
	60~64歳 (n=76)	23.7	11.8	63.2	1.3
	65~74歳 (n=200)	32.5	9.0	55.5	3.0
	75歳以上 (n=180)	40.6	5.0	40.6	13.9

⑭ あなたは、生活困窮者に対して、どのような支援が必要だと思いますか。(主なものを3つまでに〇)

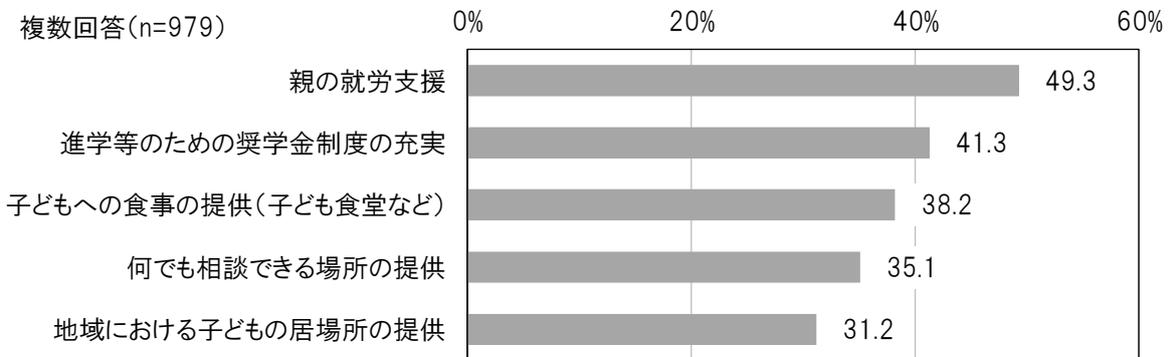
生活困窮者に対して、どのような支援が必要だと思うかについてみると、「自立に向けた相談支援」が51.7%と最も多く、次いで「就労に向けた準備の支援」が48.0%となっています。



⑮ 子どもの貧困が社会問題となっていますが、どのような支援が必要だと思いますか。

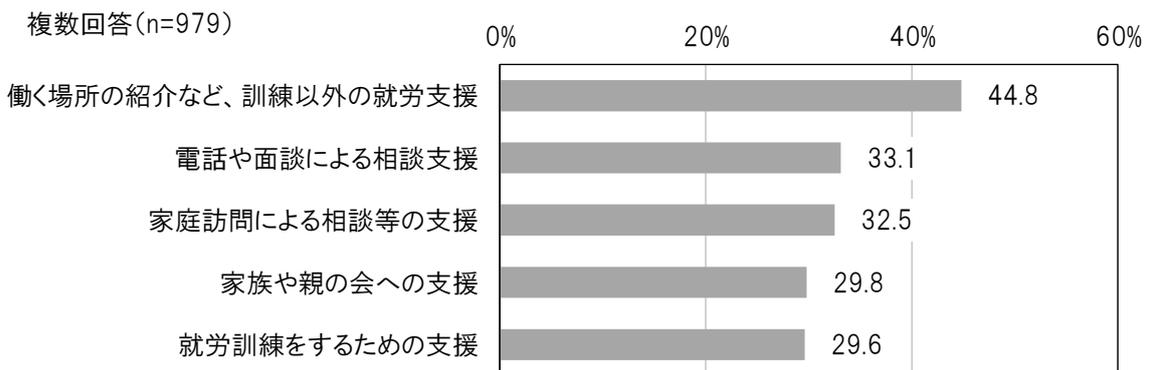
(主なものを3つまでに○)

子どもの貧困に関する問題でどのような支援が必要だと思うかについてみると、「親の就労支援」が49.3%と最も多く、次いで「進学等のための奨学金制度の充実」が41.3%となっています。



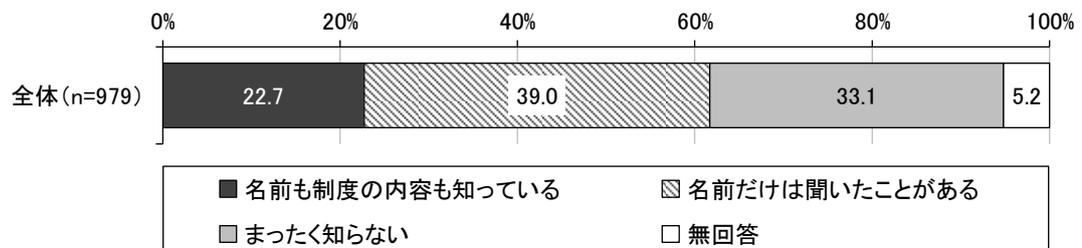
⑯ ひきこもり当事者また家族に対して、どのような支援が必要だと思いますか。(主なものを3つまでに○)

ひきこもり当事者また家族に対して、どのような支援が必要だと思うかについてみると、「働く場所の紹介など、訓練以外の就労支援」が44.8%と最も多く、次いで「電話や面談による相談支援」が33.1%となっています。



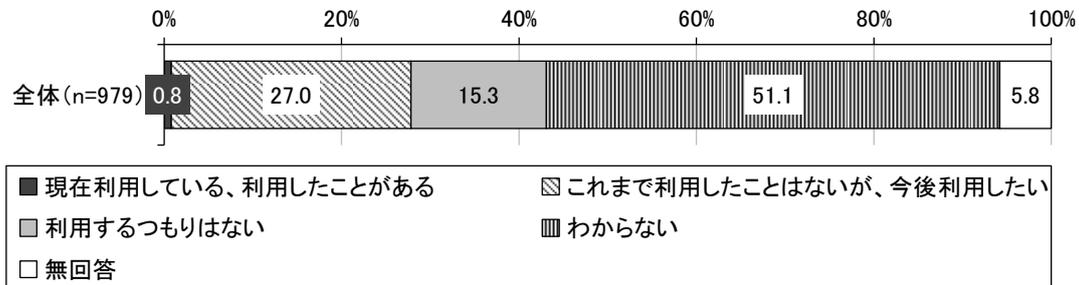
⑰ あなたは「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか。(1つに○)

「成年後見制度」をどのくらい知っているかについてみると、「名前だけは聞いたことがある」が39.0%と最も多く、次いで「まったく知らない」が33.1%となっています。



⑱ 今後あなたやあなたの家族が認知症などにより判断する力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つに○)

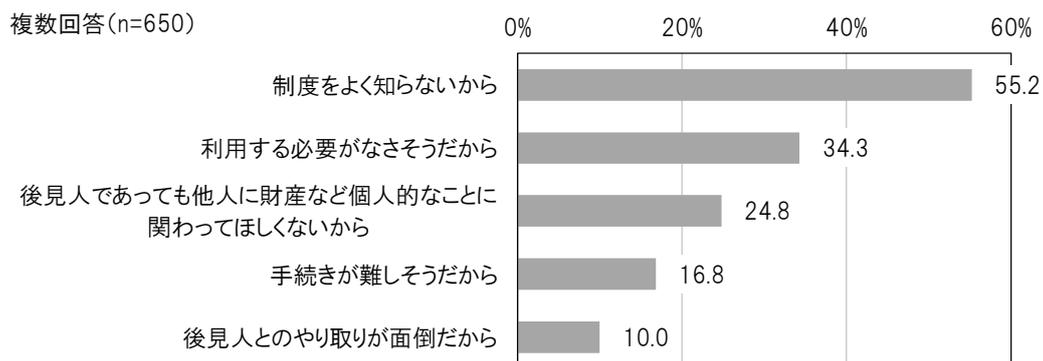
「成年後見制度」を利用したいかどうかについてみると、「わからない」が51.1%と最も多く、次いで「これまで利用したことはないが、今後利用したい」が27.0%となっています。



⑱ で「利用するつもりはない」「わからない」を選んだ方

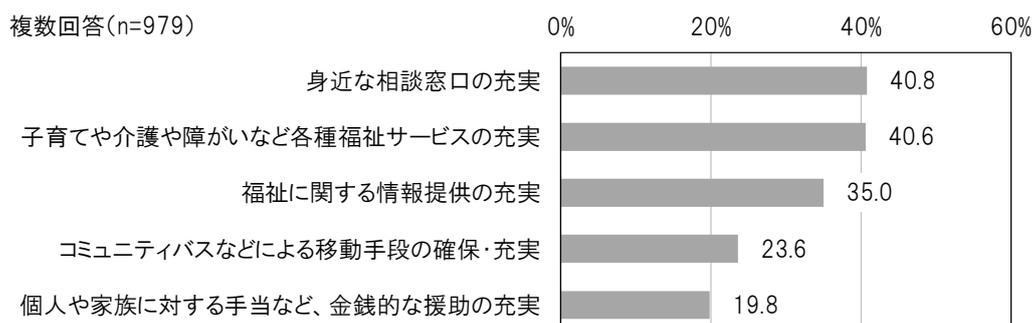
⑲ 上記の回答を選んだ理由は何ですか。(主なもの3つまでに○)

成年後見制度を利用するつもりはない、またはわからないとした理由についてみると、「制度をよく知らないから」が55.2%と最も多く、次いで「利用する必要がなさそうだから」が34.3%となっています。



⑳ 今後、地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことは何だと思いませんか。(主なもの3つまでに○)

地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことについてみると、「身近な相談窓口の充実」が40.8%と最も多く、次いで「子育てや介護や障がいなど各種福祉サービスの充実」が40.6%となっています。



(2) 団体ヒアリング調査結果より

1. 調査の目的

地域で活動する団体に対し、地域活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、また今後の活動の方向性や連携意向等を伺うことで、施策検討における資料として活用することを目的に実施しました。

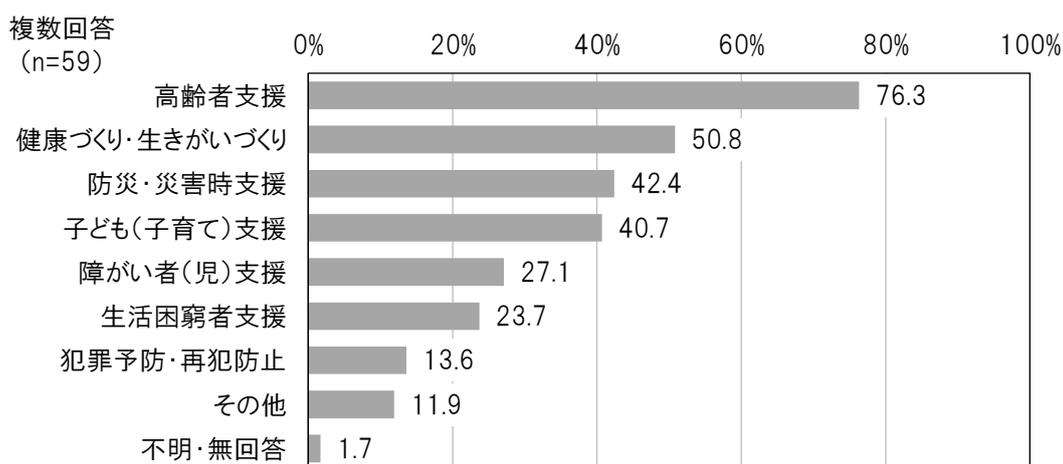
2. 調査の概要

- ◇調査対象者 : 柳川市内で活動を実施している福祉関係団体 (75 団体)
- ◇調査時期 : 令和4年4～5月
- ◇調査方法 : 郵送による配布・回収およびデータ (メール) による配布・回収

3. 調査結果

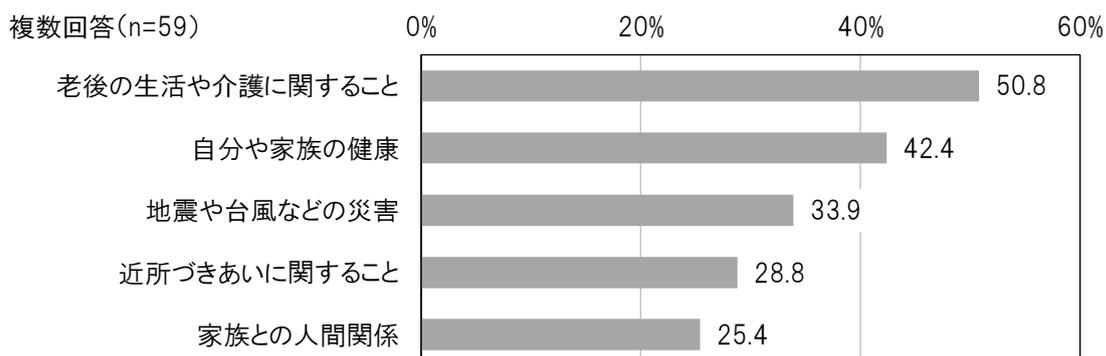
① 貴団体の活動の分野は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)

団体の活動分野についてみると、「高齢者支援」が76.3%と最も多く、次いで「健康づくり・生きがいつくり」が50.8%、「防災・災害時支援」が42.4%となっています。



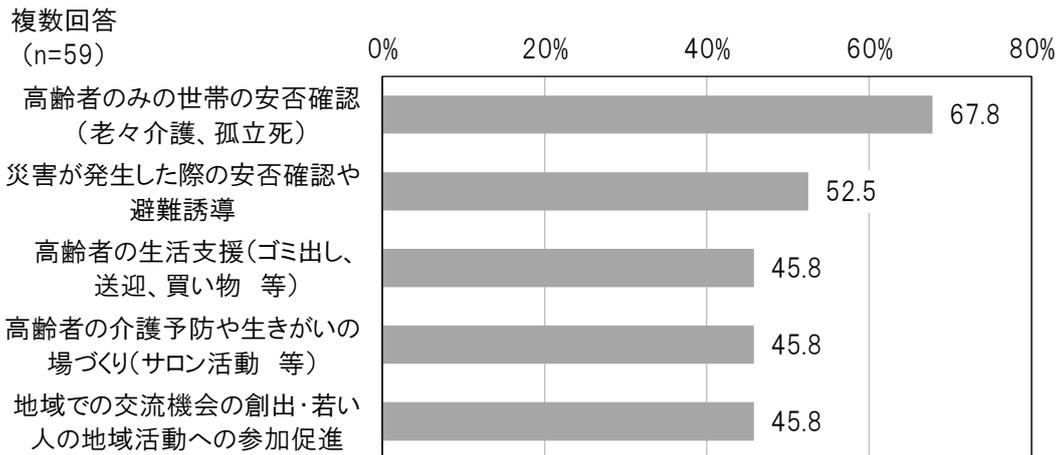
② 普段の活動の中で、地域の人からどのような悩みや困りごとの相談がありますか。(あてはまるものすべてに○)

普段の活動の中で地域の人からどのような悩みや困りごとの相談があるかについてみると、「老後の生活や介護に関すること」が50.8%と最も多く、次いで「自分や家族の健康」が42.4%、「地震や台風などの災害」が33.9%となっています。



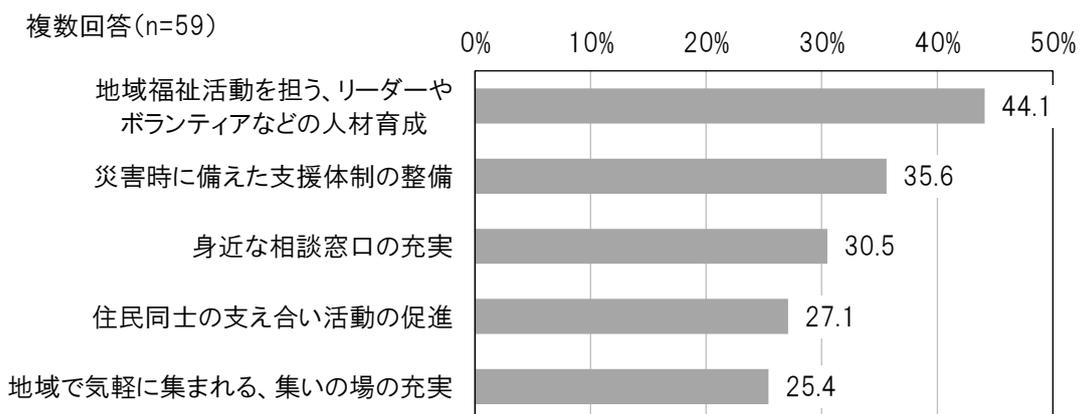
③ 普段の活動の中で感じる解決しなければならない地域課題はどのようなものがありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

普段の活動の中で、地域にあると思う課題についてみると、「高齢者のみの世帯の安否確認（老々介護、孤立死）」が67.8%と最も多く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が52.5%、「高齢者の生活支援（ゴミ出し、送迎、買い物 等）」「高齢者の介護予防や生きがいの場づくり（サロン活動 等）」「地域での交流機会の創出・若い人の地域活動への参加促進」が45.8%となっています。



④ 今後、柳川市の地域福祉の充実のため、重点的に取り組むべきことは何だと思いませんか。
 (主なもの3つまでに○)

今後、地域福祉の充実のために重点的に取り組むべきと思うことについてみると、「地域福祉活動を担う、リーダーやボランティアなどの人材育成」が44.1%と最も多く、次いで「災害時に備えた支援体制の整備」が35.6%、「身近な相談窓口の充実」が30.5%となっています。



(3) 地域座談会より

1. 実施目的と参加者について

普段の暮らしの中で感じていること（福祉に関する現状や課題）や、今後の地域づくりへの思いまたアイデアについて、市民の生の声を聴取し、現状や課題の把握また施策検討における資料として活用することを目的に実施しました。

また、参加者については、若者（20代）、子育て世代、現役世代、高齢者まで幅広い年齢の方に来ていただけるよう、柳川市社会福祉協議会と柳川市より呼びかけを行いました。

2. 開催日時・参加人数・会場について

中学校区ごとに各1回の計6回開催し、合計121名に参加いただきました。

詳細は、以下の通りです。

対象中学校区	開催日時	参加人数	会場
柳城中学校区	6/18（土）10：00～	20名	柳川総合保健福祉センター 水の郷 視聴覚室（2階）
柳南中学校区	6/18（土）13：30～	24名	
昭代中学校区	6/19（日）10：00～	18名	
蒲池中学校区	6/19（日）13：30～	21名	
大和中学校区	6/26（日）10：00～	20名	柳川市豊原コミュニティセンター 大会議室
三橋中学校区	6/26（日）13：30～	18名	柳川市三橋生涯学習センター 講義室（1階）

3. テーマについて

テーマについて、以下のように設定しました。

テーマ①：わたしたちの地域の理想像と、地域の今（現状）

- ・地域の理想像について自由に思い描くとともに、理想に対する現状（ギャップ）についても意見を出し合いました。

テーマ②：これから5年間、わたしたちにできそうなこと

- ・①で出た理想像に近づくために、今後5年間地域でできそうなこと、取り組んでいきたいことについて、意見を出し合いました。

4. 進め方について

それぞれのテーマについて、まず5分程度各自で考え付箋に意見を書き出したのち、それぞれに発表いただきました。その後、ファシリテーターが付箋を模造紙に貼りだし、似た内容の意見についてはグループ分けを行いました。（進行役およびその補助として、各テーブルにファシリテーター1名、補助1名を配置しました。）

5. 実施結果

テーマ①:わたしたちの地域の理想像と、地域の今(現状)

【総論】

- 理想像で最も多くあげられたのは「子ども」に関連する理想像です。「子どもがのびのびと暮らせる地域である」「子どもの遊び場がある」といった内容や、「子どもと高齢者含む地域の大人との交流が盛んである」といった内容が非常に多くあげられました。
- 子どもの次に多かったのが「高齢者」に関する理想像です。「高齢者が安心して暮らせる地域であること」「高齢者が、子どもや若い世代と交流できること」といった内容が多くあげられました。
- 現状（理想像とのギャップ）について、最も多くあげられたのは「子ども」に関連する意見です。「子どもが少ない」「子どもが集う場や遊ぶ場が少ない」といった意見や、「(コロナの影響もあり) 子ども会などの行事が減っている」といった意見が多くあげられました。
- 子どもの次に多かったのが「高齢者」に関する意見です。「地域の高齢化が進んでいる」といった意見が多くあげられ、ほかにも「高齢者の集まりや、異世代との交流の機会が少ない」といった意見や、「(コロナの影響もあり) 高齢者の閉じこもりや孤立が見受けられる」といった意見があげられました。

【座談会で出た意見について（※主なものを抜粋して掲載）】

区分		内容
見守り・交流	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・近所づきあいがある ・ふれあいがあり、助け合える ・声かけやあいさつが活発 ・子どもと高齢者や地域の大人など、世代を越えた交流が盛ん
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・近所にどんな人が住んでいるかわからない（近所付き合いがない） ・地域や他人とのふれあい・関わりを望まない人がいる ・あいさつなどを含め地域でのコミュニケーションやつながりが希薄化している
地域活動、連携・協働	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で笑い声が聞こえるような楽しいコミュニティがある ・地域の活動に積極的に参加してくれる人が増えてほしい ・子ども会や公民館活動が活発
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の役職・委員等の担い手がいない ・地域の役職を務めている人に負担が集中しすぎている ・若者や高齢者の地域活動や行事等への参加が減っている
子ども・子育て	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが元気で、のびのびと暮らせる ・子どもの遊び場がある ・障がいを持っている子どももみんなと一緒に成長出来る
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進み、地域に子どもが少ない ・子ども会など、子どもと一緒に行動する行事が減っている ・(昔のように) 地域の大人が子どもを叱ってよいかわからない

区分		内容
若者、雇用	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が住み続けたいとなる ・若者が求める仕事ができる企業がある ・高齢者と若年層がふれあえる
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が減少している、市外に出て行ってしまふ ・若者の求める働き口がなく、よそに出て行く
高齢者、障がい者支援	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・（買物や移動といった日常生活、防犯・防災含めて）高齢者が安心して暮らせる ・高齢者が、子どもや若い世代と交流できる ・障がいのある方も一緒にふれあえる環境がある ・生涯、生きがいを持って暮らせる
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まりや、若い世代や子どもとの交流の機会が少ない ・高齢者の閉じこもりや孤立が見受けられる ・サロン活動に男性の高齢者の参加が少ない ・障がいがある人の事を地域で把握できていない
移住・定住	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が住み続けたいとなる ・子どもたちがずっと住み続けたいと思える
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が市外に出ていく ・人口が減少している
自然・住環境	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔感のあるクリーンなまち ・道路と歩道に草（雑草）が生えない、ゴミのポイ捨てもないまち
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・掘割がにごったり、草が茂ったりしている ・歩道の整備がなされていない
防災・防犯・空き家対策	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の時に助け合える ・事故や災害や犯罪がなく安心して暮らせる ・空き家がなくなる、減る
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・水害（浸水）をはじめ災害への不安がある ・空き家が増加している
交通・移動手段、買物・医療	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても外出できる交通手段がある ・安心して出歩ける（歩道が整備されている） ・買い物難民がいない ・地域の病院・医院にかかれる。自分の足で行ける
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・車がない高齢者等はタクシーを使わないと移動できないことが多い ・コミュニティバスを使うにも、バス停までいけない人も多い ・一人暮らしの高齢者が買物や病院に行くのに困っている
行事、伝統	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳～50歳代の若い人も地域の行事に参加している ・神社の祭りに大人や子どもたちが楽しく参加できる
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が家と仕事の事ばかりで、地域行事に参加できない ・昔からの伝統行事しかイベントがなく、機会も少ない
孤立・ひきこもり	理想	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしでも寂しくない、孤独死する人がいない ・ひきこもりの人等いろいろな人が集える場がある
	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にひきこもり・閉じこもりの状態の人がいる ・地域での助け合いが希薄になり、孤独な人がいる

テーマ②:これから5年間、わたしたちにできそうなこと

【総論】

- 地域でできそうなことについて、すべての校区を通じて最も多くあげられたのは「子ども」に関する意見です。「子どもへの声かけや見守りを行う」といった意見が最も多くあげられ、「子どもと交流する行事の開催」や「子どもたちの集いの場づくり」といった意見も多くあげられました。また、「子ども食堂やフードバンクの設立」といった意見もあげられました。
- 次いで多かったのが「行事」に関する意見です。「地域の行事に自ら参加する」といった意見が多くあげられ、そのほかにも「若者に参加を呼びかける」や「魅力的な行事の企画・運営」といった意見も複数あげられました。
- 他にも、高齢者の見守りに関する意見や、公民館の活用の推進に関する意見、また「(困っている人がいたら)区長や民生委員、市や社協に相談する」といった「つなぎ役」に関する意見も複数あげられました。

【座談会で出た意見について(※主なものを抜粋して掲載)】

区分	内容
見守り・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で多様な団体や世代との交流を促進する ・子どもや高齢者を地域の中で見守る ・子どもや高齢者を含めた地域住民の集いの場の設置やイベントの開催 ・(困っている人がいたら)区長や民生委員、市や社協に相談する ・民生委員だけに頼らずに、協力できる人は協力していく ・子どもから高齢者まで参加できるスポーツ(例:ペタンク)を交流の場、イベントとして実施する
地域活動、連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を子どもたちの溜まり場として開放する ・子どもとお年寄りの交流の場として公民館を活用し、昔遊びなどを行う ・子どもや高齢者が参加しやすい行事や活動を企画する ・魅力的な公民館行事を企画・運営する ・若い人も参加しやすいように、集まりを夕方以降にする ・地域の役職や役割を個人に集中させずに、分散させる
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時を中心に子どもたちへの声かけや見守りを行う ・子どもたちの集いの場の創出・確保 ・子ども食堂やフードバンクの設立 ・子ども会活動による子どもたちの集いの場の確保
若者、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が相談できる場所を紹介する ・地域で雇用を創出する
高齢者、障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケアサロンのような高齢者の集まる場所を立ちあげる(行政区で) ・地域の公民館で高齢者の健康教室を開く ・高齢者宅の電球替えなどを手伝う
移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに地元を好きになってもらえるような働きかけをする

区分	内容
自然・住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での美化活動を日常的に行う ・家の周りをきれいにする
防災・防犯・空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている、地域の子どもたちの安全見守りを継続していく ・災害時に本当に困っている人に助けがいくように、自分たちが避難準備をしておく ・避難時に支援が必要な方を把握し、支援方法を決めておく ・事故が多い場所などは地域で情報共有する
交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体で行っているデマンド交通が柳川で実現できるか考える ・車いすの方への声かけ、乗降時の手伝いをする
買物・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（スーパーや生協等）に移動販売への協力をお願いする ・ゴミ出しや買物を隣近所で助け合う ・地元病院と在宅医療について話す機会を設ける
行事、伝統	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事に自ら参加するとともに、若者への参加を呼びかける ・行事に参加しない方がどうやったら参加できるかを検討し、参加してもらえるように声かけをしていく ・地区の行事（子ども会や夏まつりなど）を少しずつ再開する
孤立・ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンやフリースペースなどの居場所づくりを行う ・寄合活動やサロンに誘い、孤立を防ぐ

3 本市の福祉課題について

(1) 課題のまとめ

課題1 情報発信の充実

支援が必要な市民がきちんと支援に繋がるための第一歩が、相談等の福祉サービスの「情報」につながることです。柳川市では広報やながわや柳川市公式ホームページを中心に福祉サービス等の情報提供を行ってきました。ただ、各種調査結果をみると、依然として情報提供のニーズが高く、特に成年後見制度等については市民意識調査から「制度を良く知らないから、利用するかどうか考えられない」といった回答が多数見受けられました。

また、災害時要援護者支援制度についても、75歳以上では利用の潜在的ニーズが高いことがうかがわれ、サービスを利用したい人が適切にサービスに繋がるための第一歩としての情報発信の充実が求められます。



〈各種調査結果より〉

- 地域における支え合い・助け合いを活発にしていくためには「活動に関する情報を得やすくする」ことが必要です。
- 市民が安心して福祉サービスを利用するためにも「サービスに関する情報提供を充実する」ことが求められます。

課題2 アウトリーチを含めた相談支援の充実

支援が必要な人たちの中には、「支援が必要だという認識が無い」「支援を受ける方法が分からない」という方も一定数いることが見込まれます。そういった方が不登校やひきこもりになるケースもあり、学校や地域と連携しながらアウトリーチを含めた相談支援を展開することが求められます。また、障がい児や医療的ケア児の保護者や、在宅介護の介助者等は、外出はもちろん、電話での相談も予定を立てて行うことが難しい場合もあり、こういった方たちを相談支援に繋げるためには、LINE等のSNSを活用した相談支援など、利用者の視点に立ち相談へのハードルを下げ、支援を受けやすくすることが求められます。

また、さまざまな悩みや困難、生きづらさを抱える人たちが一人で悩み孤独に陥ることが無いよう、当事者同士のつながりづくりや、ピアカウンセリングの促進等に着手することも求められます。



〈各種調査結果より〉

- 地域福祉の充実に向けて「市が身近な相談窓口の充実に取り組む」ことが求められています。また、福祉サービスの利用についても、「福祉サービスの選択に関する相談対応を充実する」ことが求められています。

課題3 見守り活動の促進

高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者の夫婦のみ世帯をはじめとして、見守りが必要な人が増加しています。また、精神障がいや知的障がいなどのハンディキャップを持った人も増加しています。

市民意識調査でも地域にあると思う課題については、「高齢者のみの世帯の安否確認」「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が上位になっています。

一方で、住民同士の見守りや互助を推進するにも、住民が「支援が必要な人の情報が得られない」状況では、地域で支援する力があっても支援に繋げることができません。

今後の見守りや互助の推進に向けては、日頃の見守りや災害時の避難支援等が必要な人の情報を地域で把握・共有し支える取り組みが重要になります。具体的には、地域での支援が特に重要な災害時の初動について、災害時要援護者名簿への登録や、個人情報保護にも配慮しながら地域で情報共有を行うなど、見守り・助け合い活動を支援する取り組みが求められます。



〈各種調査結果より〉

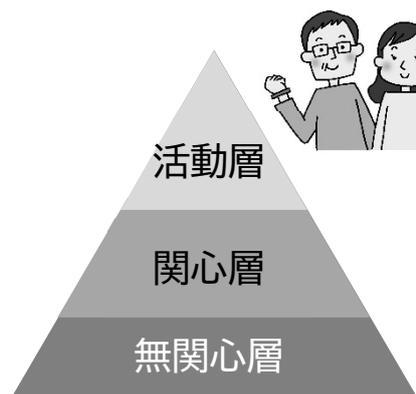
- 郵便受けに郵便物がたまっている、同じ洗濯物が何日も干されているなど、普段とちがう様子に気がつけるよう、日頃からの見守り活動が求められます。
- 災害時に避難支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、支援方法を決めておくなどの取り組みが求められます。

課題4 地域や地域活動への興味・関心の喚起、参画の促進

前述のように見守りが必要な人が増加し続けています。一方で、今まで地域活動や見守りの中心的役割を担っていた前期高齢者（65歳～74歳）は令和2年をピークに減少することが見込まれており、今後の地域福祉の維持・充実のためには、世代や役職にとらわれず地域の誰もが自分でできる役割や生きがいを持って地域で活躍することが求められます。

下の図は、地域や地域活動への興味・関心、参画の構造をピラミッドで表したのですが、今後は「無関心層」を減らし「関心層」にする取り組み、「関心層」を「活動層」に引き上げる取り組みが求められるところであり、情報発信や多様な参加の入口の提示など、興味の裾野を広げる取り組みや、興味を持った人が活動に結びつくための取り組みが求められます。

■地域や地域活動への興味・関心、参画の構造（ピラミッド）



〈各種調査結果より〉

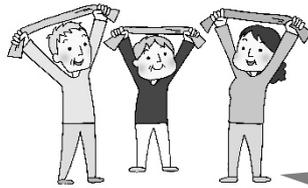
- 地域活動・ボランティアについて「参加が難しい」という回答の理由は、64歳以下では「仕事や家事などで忙しい」が上位になっており、そういった方が「どうやったら参加出来るか(参加したくなるか)」の検討等が求められます。

課題5 集いの場やコミュニティの充実

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、サロン等の地域での集まりや行事の開催が制限され、地域の従来つながりやコミュニケーションが希薄化しています。

また、感染を恐れてのサービスの利用控えや閉じこもりも見受けられ、高齢者を中心に孤立・孤独の加速が懸念されています。今後も、数年は新型コロナウイルスによる活動制限が完全になくなることは難しいことも想定されますが、そのような中でも人と人がつながること、小地域福祉活動と呼ばれる身近な地域での活動を支援していくことが求められます。

また、地域座談会では集いや交流の場の活性化、特に子どもと高齢者等の異世代交流の促進を望む声が多く上げられ、市としてもこのような市民主体の活動への支援が求められます。



〈各種調査結果より〉

- コロナの影響もあり、高齢者の閉じこもりや孤立が見受けられます。
- 地域のサロン活動は、男性の高齢者の参加が少ないようです。男性の高齢者含めて、よりみんなが参加しやすいようなサロン活動の企画や、ひきこもりの人なども含めていろんな人が集えるフリースペースなどの居場所づくりが求められます。



第 3 章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

(1) 基本理念

本市の地域福祉の課題や方向性を踏まえ、第2次柳川市総合計画の福祉分野の施策を考慮し、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、共に支え合うまちづくりを進めます。よって、本計画の基本理念を、第一期・第二期に続き「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」とします。

基本理念

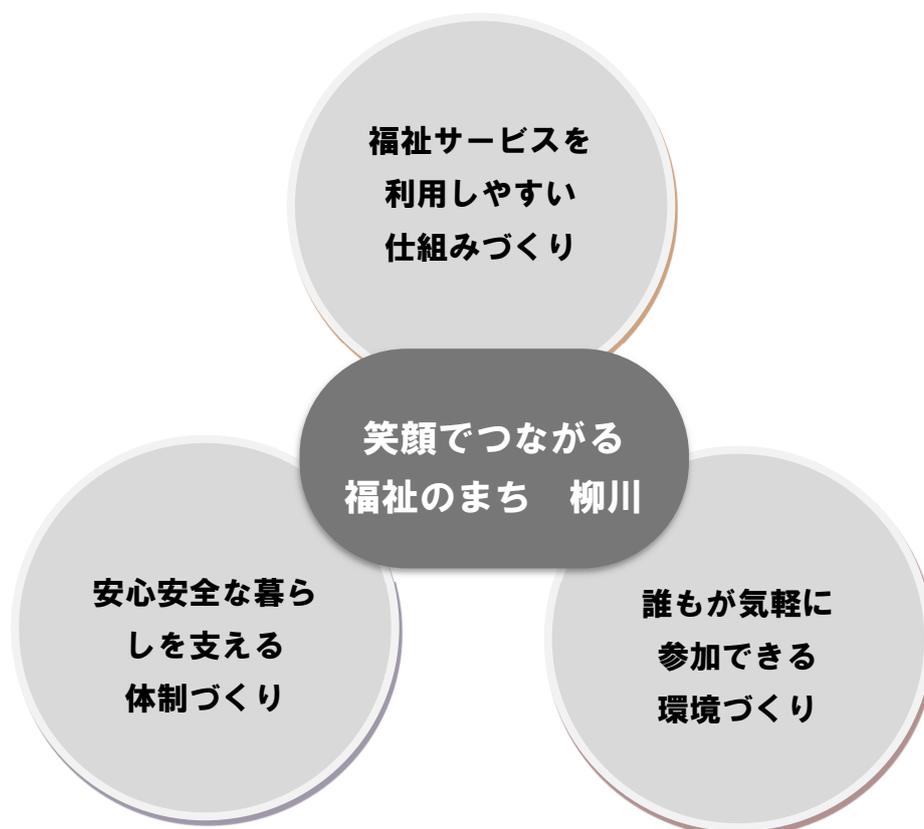
笑顔でつながる福祉のまち 柳川



2 計画の基本目標

(1) 基本目標

「基本理念」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定し、住民と行政・社会福祉協議会が協働して取り組んでいきます。



基本目標 1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

地域におけるさまざまな福祉ニーズの把握とともに、支援を必要とする人への情報提供や、相談体制・権利擁護体制の充実を図ります。

また、複雑な課題を抱え自立が困難な状況にある人を支援できる体制を整えます。

さらに、地域における身近な助け合いとともに、専門職と連携した支援体制の整備に取り組みます。

基本目標 2

安心安全な暮らしを支える体制づくり

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らせるために、必要な支援を適切に利用できる体制づくりを進めます。また、それをバックアップする相談支援機関同士の連携を支援します。

あわせて、地域福祉推進のため、誰もが地域のことや隣近所・周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係づくりを進めます。災害時や緊急時の地域での支援体制の強化をはじめとして、再犯防止の推進や成年後見制度の利用の促進にも取り組み、地域におけるさまざまな不安を解消する体制の整備を図ります。

基本目標 3

誰もが気軽に参加できる環境づくり

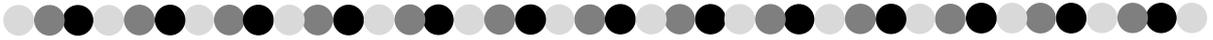
みんなと共に支え合うまちづくりの実現のため、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりを支援します。

このため、異なる立場の相手を理解し、尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を支える助け合いの心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなど活動の支援やそれにかかわる人材の確保・育成を図ります。

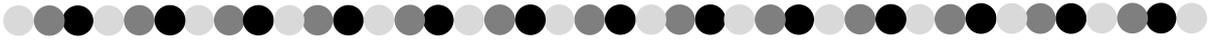
(2) 施策の体系

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
笑顔 で つ な が る 福 祉 の ま ち 柳 川	基本目標 1 福祉サービスを利用 しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1)福祉サービスを知る機会の充実 (2)身近なところでの情報共有の充実
		2 相談支援活動の推進	(1)身近な相談支援の充実 (2)相談窓口の機能充実
	基本目標 2 安心安全な暮らしを 支える体制づくり	1 安心できる福祉の充実	(1)福祉サービスの適切な提供の推進 (2)地域での支え合いの推進
		2 安心を支える体制の整備	(1)防災力の向上 (2)防犯体制の向上と再犯防止の推進 (柳川市再犯防止推進計画)
			(3)権利擁護と成年後見制度の活用 (柳川市成年後見制度利用促進計画)
	基本目標 3 誰もが気軽に参加できる 環境づくり	1 交流やつながりの充実	(1)孤独・孤立対策の推進 (2)地域活動の活性化 (3)ボランティア活動の推進
		2 学ぶ機会の充実	(1)人権教育・福祉教育の充実 (2)福祉問題などを学ぶ機会の充実



第4章

施策の展開



1 情報提供の充実



(1) 福祉サービスを知る機会の充実

取り組みの方向性

市や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、情報提供の内容や手段を工夫するとともに、障がい等の理由により情報の入手が困難な人に配慮した情報提供を推進し、必要な情報がきちんと届く体制の整備に努めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇必要とする人に必要な福祉サービスが行き届くよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組みます。
- ◇情報提供の際には、高齢者や障がいのある人等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。
- ◇障がいの有無等にかかわらず、情報を伝達・共有することができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業や担い手となる人材の育成等を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇情報提供を目的に年 6 回全戸配布している「社協だより」について、必要な情報がきちんと届くよう、読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組みます。
- ◇市と連携し、出前講座等を通じた福祉に関する情報提供に取り組みます。

市民や地域に期待する役割

- ◇さまざまな福祉サービス等の支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に入手するようにします。
- ◇広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ち、目を通すように心がけます。
- ◇サービスが必要な人に対して、民生委員児童委員と協力して情報を提供します。
- ◇高齢者や障がいのある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 多様な媒体を活用した情報提供の推進</p>	<p>広報やホームページなどによる情報提供 各種福祉サービスや、新たに始まるサービス等について、広報、ホームページ、KBC 1ch@ボタンの柳川市「@ボタン広報誌」などを通じた情報提供を推進します。</p> <p>SNS を活用した情報提供 SNS 等を活用した情報提供を充実させるため、LINE や Facebook 等を活用した幅広い情報発信を図ります。</p> <p>ニーズに応じた福祉ガイドブック等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に役立つ「高齢者保健福祉ガイドブック」を作成し、相談時などに活用します。変更等があれば随時更新し、最新の情報を提供するように心がけます。 ・障がい福祉サービスのしおりを作成しサービス受給者や必要な市民へ配付します。また、障がい者自立支援協議会こども部会において、障がい児の福祉サービス事業所を紹介したこども支援事業所マップを作成しており、必要な方へ配付します。 ・母子手帳交付時などに子育てハンドブックを配付し、子育て支援サービスや制度に関する情報提供を行います。また、柳川市子育てアプリ「柳川はぐはぐ」を周知し利用を促進することで、必要な情報をさらに得やすい環境づくりに努めます。 	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会</p>
<p>出前講座の開催</p>	<p>地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員がよりあい等に出向き講座を行います。講座の内容については、住民のニーズや時代の変化等に対応したものとします。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>聴覚障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員を養成します。</p>	<p>福祉課</p>



(2) 身近なところでの情報共有の充実

取り組みの方向性

行政や関係機関、関係団体、地域で活動している福祉関係者らが連携を深め、どこに相談しても適切かつ迅速に支援やサービスにつなげられる連携体制を整備します。

また、民生委員児童委員や福祉委員等の住民に身近な福祉の推進役の方たち、また地区社会福祉協議会に対し、交流や情報交換の場や機会を提供し、それぞれが持つ知恵やノウハウを共有・活用する仕組みを構築します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇個人情報保護にも配慮しながら、民生委員児童委員や福祉活動団体との情報交換、情報共有を推進します。
- ◇地域での見守り活動を行うため、民生委員児童委員などの協力によって整備された避難行動要支援者台帳登録者の情報を適切に提供します。また、難病患者（県把握）の情報提供があれば随時登録します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇身近な福祉の担い手である民生委員児童委員や福祉委員等に対し、活動の参考になる情報の提供や、資質向上に向けた研修の開催等に取り組めます。
- ◇地区内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む地区社協に対し、活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇緊急時の連絡先などについて、隣近所に伝えておくよう心がけます。
- ◇地域の中での見守り、声かけにより要支援者の異変に早期に気づける体制づくりに努めます。また、異変に気づいたら、身近な民生委員児童委員や市や社協に相談します。
- ◇広報紙やホームページなど、市や社協が発信する情報に関心を持ち、目を通すことを心がけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>民生委員児童委員等と連携した避難支援体制の構築</p>	<p>避難支援体制の構築</p> <p>区長・民生委員児童委員をはじめ地域住民や、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような避難支援体制の構築を図ります。</p> <p>避難行動要支援者台帳の情報活用と整備推進</p> <p>民生委員児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者台帳の情報を活かした見守り活動をおこないます。また、民生委員等からの情報提供に基づき、新たに支援が必要な人の把握を行い、台帳登録・更新を推進します。</p>	<p>総務課 福祉課</p>
<p>民生委員児童委員、福祉委員等との連携の強化</p>	<p>活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、研修等を通じた資質向上や、地域の福祉関係者との連携強化に取り組みます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>地区社協活動への支援</p>	<p>小地域福祉活動の推進、各種補助金や活動に関する情報提供など、地区社協の活動・運営を支援します。また、新たな福祉課題に対応できるよう情報提供・共有を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>個人情報管理に関する研修や学習会等の開催</p>	<p>柳川市個人情報保護条例に基づき、広く市民に個人情報保護に向けた啓発を推進するとともに、民生委員児童委員等を対象に、個人情報保護に関する啓発や勉強会等を行います。（※民生委員児童委員には、民生委員法第 15 条により、活動上知りえた個人情報を漏洩してはならないという守秘義務が課せられています）</p>	<p>総務課 福祉課</p>



(1) 身近な相談支援の充実

取り組みの方向性

民生委員児童委員や福祉委員、各種相談員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図るとともに、研修や勉強会の開催により、委員の資質向上に努めます。

また、市や社会福祉協議会への相談の際に、来所による相談が困難な方に対して、電話やアウトリーチ（訪問）による相談支援を行い、困りごと等の把握や福祉サービスの適切な提供につなげます。

また、児童生徒や保護者にとって身近な相談先である学校について、頼れる相談先となり適切な支援につなぐことができるよう、体制の整備・充実を図ります。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や各種相談員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図ります。
- ◇相談者の状況や必要に応じて、電話やアウトリーチによる相談支援を行うことで、問題や課題の早期発見、また適切な福祉サービスの提供につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇住民に身近な相談役である民生委員児童委員や福祉委員等と連携した相談支援に取り組むとともに、研修や勉強会の機会を提供し、資質向上を図ります。
- ◇日常生活の中で分からないことや困りごと、悩みごとを抱えた市民が気軽に相談でき、不安の軽減や課題の解決を図ることができるよう、日常的な総合相談の受付など、多様な相談に対応できる体制の強化に努めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や民生委員児童委員、また市や社会福祉協議会に相談します。
- ◇地域の人と身近に相談できるような関係づくりに努めます。
- ◇となり近所で困っている人がいないか、気かけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 民生委員児童委員等の活動の周知の推進</p>	<p>地域の身近な相談先であり、要支援者等の見守り活動に携わる民生委員児童委員、福祉委員などの役割について、広報などを活用して市民への周知を推進します。また、児童福祉に関する専門的な知識・経験を有した主任児童委員の役割(子ども・子育てに関する相談役)についても周知を推進し、相談先としての認知の向上を図ります。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 身近な相談窓口の充実、アウトリーチによる相談支援の推進</p>	<p>子育てに関する相談支援の推進 乳幼児の発育・発達、健康や経済上の不安など、さまざまな不安に対して、来所しなくても相談ができるよう、電話相談を受け付けるとともに、必要に応じてアウトリーチによる支援を行います。また、母子包括支援係とこども相談係が連携し、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を行います。</p> <p>高齢者への相談支援の推進 福祉課(包括支援センター)では、高齢で窓口に来られない方に対し、アウトリーチによる相談支援に取り組みます。また、在宅介護支援センターと連携し、要配慮者への定期的な訪問を実施します。</p> <p>生活困窮者への相談支援の推進 アウトリーチを含む積極的な状況把握により、早期に必要な支援につなぎます。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
<p>重点 日常的な総合相談窓口の設置</p>	<p>社会福祉協議会の各拠点に総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じます。また、必要に応じて、他機関また専門機関につなぐことで、困りごと等の解消につなげます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>民生委員児童委員の資質向上</p>	<p>民生委員児童委員に対し、児童、高齢者、障がい者、生活困窮などの相談窓口の周知のための研修を行い、身近な相談者としての資質向上を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>福祉委員の資質向上</p>	<p>福祉委員に活動事例などを交えた研修を行うなど、地域で気になる世帯の身近な相談者としての資質向上を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>学校と連携した児童生徒の相談支援の推進</p>	<p>児童生徒や保護者が心や身体の悩み、生徒間の人間関係や不登校等の問題を気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる相談支援に取り組みます。また、貧困等の課題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>



(2) 相談窓口の機能充実

取り組みの方向性

地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターについて、それぞれ専門職を配置し、専門的な相談支援を行います。

また、複合化・複雑化した福祉課題また相談内容に対応できるように、関係部署や関係機関との連携を強化し、多分野や多機関との連携による包括的な支援や、ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげます。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇困りごとを抱えた市民が困りごとの軽減や解決を図ることができるよう、各種相談窓口の機能強化を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を強化します。
- ◇地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。
- ◇障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、学校や療育機関、医療期間等の多機関が連携し、ライフステージに応じた適切な支援に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇多様化する市民の相談に対応するため、関係機関や専門機関との連携強化を図るとともに、相談支援に従事する職員の専門性と資質の向上を図ります。
- ◇専門職による心配ごと相談を実施し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。
- ◇福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教えます。
- ◇「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
	<p>障がい者基幹相談支援センターの運営 関係機関との更なる連携強化に努めるとともに、相談支援体制の確立を図り、地域の相談支援の中核として、確実な業務遂行と円滑な運営に努めます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 各種相談窓口の運営・ 専門員の配置</p>	<p>地域包括支援センターの機能強化 社会福祉士、保健師、ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の総合相談に対応します。高齢者の総合相談は、介護・認知症・生活困窮・虐待など多種にわたり、その解決に向け、専門職が対応、支援を行います。また、相談支援の充実にむけ、関係機関や関係部署が連携した連絡会や研修会を実施します。</p> <p>生活困窮者への相談支援 生活保護に係る面接相談員、被保護者就労支援員、生活困窮者に係る自立相談支援員・家計改善支援員・就労準備支援員・アウトリーチ支援員を配置し、専門的な相談支援、伴走型の自立支援に取り組みます。</p> <p>子ども子育てに関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課内に設置されている「子育て世代包括支援センター」について、妊婦から出産・子育てまで切れ目ない支援を行う相談窓口としての機能強化を図ります。 課内に保健師・助産師・栄養士・家庭児童相談員・虐待対応相談員・子ども家庭支援員・養育支援訪問員・婦人相談員・母子父子自立支援相談員といった多様な専門職を配置し、それぞれ専門的な相談支援に取り組みます。また、相談体制のさらなる充実にむけて、作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職の配置を検討します。 ひとり親家庭の自立支援の推進を図るため、相談窓口に自立支援相談員を配置します。 DVの相談・カウンセリング体制の充実にむけ、婦人相談員を配置します。 子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」において子育てアドバイザーによる子育て相談に対応します。 障がい児や医療的ケア児またその家族が安心して成長できる環境の整備に向けて、多機関と連携した保育・教育、療育や就労等の支援、また、家族支援に取り組みます。 	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
	<p>多機関との連携による相談支援 社会福祉協議会に寄せられる様々な相談に対し、多機関と連携し、包括的な相談支援に取り組みます。</p> <p>心配ごと相談の実施 柳川総合保健福祉センター「水の郷」内で専門職による心配ごと相談を実施し、生活上の困りごと等の相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



(1) 福祉サービスの適切な提供の推進

取り組みの方向性

福祉サービスを取り巻く現状・課題や市民の福祉ニーズを把握し、支援を必要とする人の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供を行います。

また、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱え、適切な支援を受けることができていない人を、地域住民や民生委員児童委員、保育・教育機関や関連事業者、また団体らが連携して把握し行政につなぐなど、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や地域からの相談、また保育・教育機関等をはじめとした多機関との連携により、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組めます。
- ◇社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。また、社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、利用にかかる相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、必要に応じて適切な福祉サービスを提供します。
- ◇民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇市や社会福祉協議会、地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えます。
- ◇地域の中で福祉サービスについて考えていることや、課題と感じている事を話し合います。
- ◇周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるような心がけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>多機関の連携による支援の推進</p>	<p>子ども子育てに関する支援の推進</p> <p>養育環境に課題のある世帯や、発達に課題のある子どもの包括的な支援に向けて、保育所や学校、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、また保健所等の多機関が連携した支援の推進に取り組みます。</p> <p>高齢者への支援の推進</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるよう、福岡県や保健所の支援の下、市が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。</p> <p>生活困窮者への支援の推進</p> <p>生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、関係機関が連携して支援できるよう、生活する上での困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための支援調整会議を開催します。</p> <p>住宅確保要配慮者への支援の推進</p> <p>高齢者や障がいのある方、生活困窮者やひとり親世帯に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
	<p>柳川市社会福祉法人連絡協議会の機能強化</p> <p>地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう、柳川市社会福祉法人連絡協議会が中心となった取り組みを推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>民間団体としての独自事業の推進</p>	<p>福祉的支援や福祉サービスが必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、生活支援に関する多様な取り組みを展開し、市民福祉の向上に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

基本目標 2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

取組	内容	担当課
コミュニティバスの運営、利活用の促進	コミュニティバスの利便性を向上させるため、行政区からの要望に応じて、バス停の設置・撤去による適正配置や、ルートの再編や待合環境の整備等を推進します。また、広報等を活用した周知の推進や、路線バス事業者や近隣市とも協力した広域的な利用の促進に取り組み、利用者の増加を図ります。	企画課
苦情解決体制の充実	<p>柳川市における苦情解決の推進</p> <p>利用者からの苦情があった場合には、利用者個人の権利擁護と解決に向けて、それぞれの担当窓口と連携し、迅速な解決を図ります。</p> <p>社会福祉協議会における苦情解決の推進</p> <p>利用者からの苦情があった場合、サービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。</p>	福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
社会福祉協議会の財政基盤の強化	法人の健全経営や地域福祉事業を確実かつ効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上に取り組みます。また、社協会費や共同募金について、広報等による理解促進を図り、会費納入や募金運動の活性化をめざします。	社会福祉協議会



(2) 地域での支え合いの推進

取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、見守りや声かけをはじめとして、できる範囲で支え合い活動に参加するなど、思いやりのある地域づくりを推進するとともに、介護予防ボランティア活動やファミリー・サポート・センターの利活用など、住民同士の支え合い活動の促進に向けた取り組みを進めます。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「理解」と「支援」が不可欠であり、学校や地域と連携して認知症高齢者やその家族を支える取り組みを推進します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇認知症高齢者を支える地域づくりに向け、学校等と連携した認知症サポーターの養成に取り組みます。
- ◇高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、介護予防ボランティア活動（介護予防ポイント）の活性化に努めます。
- ◇ファミリー・サポート・センターの利活用の促進に努めます。
- ◇隣近所や地域の人たち同士の関わりを深め、支え合い・助け合いの大切さを啓発します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や福祉委員等と連携した見守り活動や、よりあい、小地域福祉活動を支援・推進します。
- ◇地区社協の活動の活性化に向けて、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言等の協力体制を充実します。
- ◇子どもの貧困や孤食の問題の解決、また地域の支え合い活動の推進に向けて、地域食堂等への支援を推進します。

市民や地域に期待する役割

- ◇自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域の生活課題を把握し、自分にできることを考えます。
- ◇地域で暮らす認知症高齢者や障がい者を見守り、困っているところを見かけたら手助けをします。
- ◇認知症について、正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者や家族を見守り、助ける心を持ちます。
- ◇近くに困っている人がいたら、自発的に声を掛け、必要に応じて関係機関へつなげます。
- ◇困りごとがある人や気に掛かる人に対して、隣近所でお互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 認知症高齢者等を支える取り組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび市内全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 認知症高齢者を支える地域づくりに向け、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練が全校区で実施できるように努めます。 認知症高齢者やその家族の孤立防止に向けて、認知症カフェの開催等に取り組みます。 困りごとや生活のしづらさを抱える高齢者等の日常生活を支援するために、生活支援ボランティア“ちょいボラ”の養成に取り組みます。 	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 地区社協と連携した見守り活動の推進</p>	<p>地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通じた見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>介護予防ボランティアの育成</p>	<p>高齢者が介護予防ボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通じて地域貢献を図るとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できる、いきいきとした地域社会づくりを推進します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置</p>	<p>生活支援コーディネーターがつなぎ役となって、地域で必要な支援について、まちづくり協議会をはじめとする地域の方々や関係機関と意見交換や情報共有を重ねながら、地域住民の互助の力を引き出して、地域の状況にあわせた居場所等の活動を支援します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの利活用の促進</p>	<p>育児の支援を受けたい人と支援を行いたい人の会員登録を推奨し、マッチングを行うことで、地域での助け合い活動につなげます。また、事業の周知や会員の増加、まかせて会員のスキルアップを図り、地域での支え合い体制の強化をめざします。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>地域食堂等の支援</p>	<p>子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推進等を目的として実施される地域食堂等の普及にむけて、地域食堂の立ち上げに関する助言や、地域食堂支援助成金の交付を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>フードバンクの推進</p>	<p>生活に困窮している世帯等を支援するために、市内のスーパーや商店などに食糧品等の提供を依頼し、地域での支え合い活動を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



(1) 防災力の向上

取り組みの方向性

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために、支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充実を図ります。

また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取り組みを進めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇災害時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。
- ◇災害時に市民への迅速な情報提供に取り組めます。
- ◇市民の防災意識の向上を図ります。
- ◇地域の防災活動の活発化を図るため、各地域の自主防災組織の運営を支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇災害時の円滑な避難支援活動につなげるため、地域の福祉関係者と連携し、平常時の見守り活動の強化に取り組めます。
- ◇災害時にボランティアの受け入れ等が円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に取り組めます。
- ◇災害時や感染症のまん延時等の有事の際にも、生活に必要な福祉サービスが安定的に供給できるよう、BCP（業務継続計画）を策定します。

市民や地域に期待する役割

- ◇地域の防災訓練に参加するとともに、災害時の避難にあたっては、本当に支援が必要な人に支援がまわるように、事前の避難ルートの確認や早期の避難準備に努めます。
- ◇災害時には地域で助け合えるよう、日ごろから声を掛け合い、顔の見える関係づくりに取り組めます。
- ◇自主防災組織の結成に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害時に支援し合える体制を整えます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 避難行動要支援者への支援</p>	<p>避難行動要支援者台帳の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、高齢者のみの世帯等、災害時の避難支援が必要な人について、避難行動要支援者台帳への登録を推進します。また、日頃から見守り活動を行っている民生委員児童委員や福祉委員等からの情報提供に基づき、新たに支援が必要な人を把握し、登録を推進します。 難病患者（県把握）の情報提供があった場合、該当する難病患者に対して、避難行動要支援者台帳への登録の案内をします。 <p>個別避難計画の策定</p> <p>避難行動要支援者台帳に登録された方の円滑な避難に向けて、個別避難計画の策定を進めます。</p> <p>避難行動要支援者台帳を活用した情報共有の推進</p> <p>平常時の見守り活動の強化を図ることで災害時の円滑な避難支援活動につなげるため、避難行動要支援者台帳を活用し地域関係者と情報共有の推進を図ります。</p>	<p>総務課 福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 防災に関する広報・啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 注意報や警報等が発令された場合、ホームページやSNS、KBC 1ch @ボタンの柳川市「@ボタン広報誌」等さまざまな方法により情報発信を行っていますが、周知に課題があるため、これらの情報提供方法の周知を推進し、利活用の促進に努めます。 住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や出前講座の開催など、各種の啓発活動を充実します。また、家庭や事業所における災害時の情報収集方法や備蓄に関する啓発を行います。 外国人居住者に向けた防災情報の提供について、福岡県が公開している福岡県防災ホームページ（※自動翻訳サービスにより、英語／中国語（簡体字・繁体字）／韓国語／ベトナム語に対応）の周知を推進します。 防災に関するまちづくり出前講座について、自治会や自主防災組織と連携して研修会として開催するなど、より多くの市民に受講いただけるよう努めます。 障がいがある人が、楽しみながら防災意識を高めてもらうことや、安全安心のまちづくりの推進に向けて、柳川市身体障害者福祉協会や柳川市障がい者自立支援協議会が主催する防災運動会の活動を支援します。 	<p>総務課 福祉課</p>

基本目標 2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

取組	内容	担当課
自主防災組織の充実にむけた活動	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織の協力を得て、災害時における避難情報等の情報伝達、救助、避難誘導など、避難の支援体制づくりを行います。 • 活動が活発な地区をモデル地区として、普及を図るなど、活動の活性化に向けた取り組みを進めます。 • 避難訓練が各地域で行われるよう、自主防災組織や行政区へ訓練の必要性を説明するとともに、依頼等に応じて講師の派遣や助言等を行います。 	総務課
避難所の運営	<p>避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難所を速やかに開設できるよう、避難所従事者について、事前に取り決めを行います。 • 避難所用資機材の準備や食料等の備蓄を適正に進めます。 • 避難所運営マニュアルについて、必要に応じて修正します。 <p>福祉避難所の確保の推進</p> <p>現在、14箇所の福祉避難施設を確保しています。大規模災害時に避難行動要支援者などの受け入れが可能となるよう、引き続き、社会福祉施設などと避難所確保のための協定締結を推進します。また、開設時には専門職員の配置を行います。</p>	総務課 福祉課
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	災害時に円滑な救護活動が実施できるよう、平時の取り組みとして、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。	社会福祉協議会
災害時等の安定的な福祉サービス提供に向けたBCPの策定	感染症や自然災害が発生した場合であっても、福祉サービスを安定的・継続的に提供できるようBCP（業務継続計画）の策定を行います。	社会福祉協議会



(2) 防犯体制の向上と再犯防止の推進 (柳川市再犯防止推進計画)

取り組みの方向性

高齢者や児童生徒等の事故防止また犯罪被害の防止に向け、地域や学校と連携した見守り活動や啓発、防犯教育を推進します。あわせて、地域の安全性の向上、また、罪を犯した人の立ち直りを支援する体制の構築に向けて、再犯防止推進計画を策定し、計画に基づいた取り組みを進めます。

(この施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。)

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇防犯教室や講習会の実施、チラシ配布等により、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、犯罪防止のため青色回転灯による防犯パトロールを継続して行います。
- ◇「交通安全のつどい」や「交通安全講座」を実施し、市民主体の活動につなげます。
- ◇交通指導員が登校時に街頭指導を行い、児童生徒の安全確保に努めます。
- ◇出所者に対して、関係機関と連携しながら、必要に応じて住まいや就労に係る支援を展開します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇関係機関と連携しながら、高齢者の犯罪被害や消費者トラブルの防止に向けた啓発、また見守り活動に取り組みます。

市民や地域に期待する役割

- ◇子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声掛けや見守りに取り組みます。
- ◇地区防犯組織の活動に関心を持ち、自分にできる協力をしましょう。
- ◇犯罪被害や詐欺被害の可能性を含め、異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡しましょう。
- ◇罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守りましょう。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
児童生徒の見守り体制の充実	児童生徒の犯罪被害を未然に防止するため、地域の防犯パトロール等の見守り活動、防犯灯の設置、小中学校安全指導員の配置を推進します。また、不審者情報等については随時発信・共有するとともに、子どもや保護者に対する防犯教育の推進を図ります。	総務課 学校教育課
警察や各団体と連携した防犯活動の推進	市民・警察・行政などを中心に組織編成されている「安全・安心まちづくり推進協議会」の活動を支援するとともに、柳川警察署と連携して、振り込め詐欺や悪徳商法などに注意するよう広報等で呼びかけを行うと共に相談にも対応します。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心パトロールによる見回り活動や、悪質商法の事例や対処法の周知を図ります。 行政区や老人クラブなどを対象に出前講座を開催し、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組みます。 犯罪被害や車両事故の防止に向けた街頭啓発キャンペーン等の広報活動を推進します。 	総務課 商工・ブランド振興課 社会福祉協議会
再犯防止に係る取り組みの推進（柳川市再犯防止推進計画）	<p>計画の目的 犯罪や非行の背景として、高齢化や障がい等の理由により認知機能に課題がある場合や、生活困窮を抱える中で必要な支援を受けられずに犯罪・非行に至る場合が見受けられ、全国的な問題となっています。こうした課題・問題を抱えた人の再犯を防止するためには、継続的に社会復帰に向けた支援を行うことが必要であり、そのために保護司会等の関係機関との連携が重要となってきます。本市では、支援を行うにあたって必要な体制を構築し、支援を展開することで、再犯防止の推進また出所者の立ち直り・支援に取り組むために、再犯防止推進計画を策定します。</p> <p>出所者に向けた多角的な支援の推進 社会復帰をめざす人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労や住居の確保に係る支援を推進するとともに、必要に応じて、家計改善等の生活困窮者自立支援事業につなぎます。</p> <p>社会を明るくする運動の推進 すべての人が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動に取り組めます。</p> <p>保護司会と連携した支援の推進 罪を犯した人の改善及び更生を助ける保護司の活動の広報を通じて、保護司の安定的確保をめざすとともに、保護司会と連携しながら、罪を犯してしまった人に対する理解の促進や当事者に対する就労・住居の確保、適切な福祉サービスの提供などを行い、再犯防止の取り組みを推進します。</p>	総務課 福祉課 生活支援課 社会福祉協議会



(3) 権利擁護と成年後見制度の活用の推進 (柳川市成年後見制度利用促進計画)

取り組みの方向性

暴言や暴力等の虐待や DV は決して許されない人権侵害です。児童や高齢者や障がい者に対する虐待防止や配偶者等に対するDV防止に向けて、広く周知・啓発を図るとともに、早期発見・早期対応のための体制の充実を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、高齢化や障がい等の理由により認知機能に課題がある人の権利擁護に向けた日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

(この施策は成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条 1 項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。)

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇虐待の早期発見・早期対応を可能とするため、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、各種会議を開催し、対応を検討します。
- ◇高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。
- ◇権利擁護に向けて、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、制度利用を促進するための体制の整備に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇判断能力が十分でない人の意思決定支援や権利擁護について、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用により支援できるよう、体制の整備・充実を図ります。また、制度の活用の促進に向けて周知・啓発を推進するとともに、成年後見制度については、法人後見を受任できるように体制整備を進めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇地域全体として高齢者や障がい者（児）を見守り、虐待や人権侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。
- ◇日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
- ◇見守り活動等を通じて権利擁護の必要な人を見つけた場合は、行政等への相談につなげられるよう努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
虐待防止に係る広報・啓発活動の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待や、男女間のDVの未然防止に向けた広報・啓発を推進します。また、適切な被害者保護の推進に向けて、虐待の可能性など、異変を察知した際の相談・通告窓口について、市民に広く周知を図ります。	福祉課 子育て支援課 人権・同和対策室 人権・同和教育推進室
事業所等と連携した虐待防止の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待について、市のそれぞれの相談窓口（地域包括支援センター・障がい者虐待防止センター・子育て支援課）が中心となり、保育・教育機関や福祉サービス提供事業所等と連携した虐待防止に取り組みます。また、保育・教育機関や福祉サービス提供事業所からの相談・通告により虐待が発覚することも多いことから、日頃からの信頼関係の構築につとめ、相談・通告しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	高齢化や障がい等の理由により判断能力が衰えても、地域で安心して暮らしていけるよう、本人との契約により福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行うことで、生活を側面から支援し、本人の権利を守ります。	社会福祉協議会
重点 法人後見の受任	判断能力の低下により後見人が必要であるにも関わらず、後見人のなり手がいないなどの理由で成年後見制度を利用できない方を支援するために、法人後見の受任に向けた体制整備を進めます。	社会福祉協議会

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>成年後見制度の周知の推進、活用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）</p>	<p>目的</p> <p>判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人等を含め、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用に向けた取り組みを進めます。</p> <p>権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備</p> <p>日常生活自立支援事業の利用者が高齢になるにつれて、後見人が必要となるケースがあることから、家族等からの支援が難しい場合、成年後見制度への移行を検討します。</p> <p>意思決定支援・身の上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築、中核機関の整備・運営の方針</p> <p>認知症や高齢者の虐待ケースの相談の増加にともない、成年後見制度による支援を行うケースの増加が予想されることから、成年後見制度の相談および手続き支援を行う窓口として、中核機関としての権利擁護センター（仮称）の立ち上げを検討していきます。また、中核機関に求められる以下の①～④の機能についても、手法等含め検討を進めます。</p> <p>①広報の推進</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすい周知・啓発に努めます。広報やホームページ、パンフレット等を活用して成年後見制度の周知を図ります。</p> <p>②相談機能</p> <p>成年後見制度に関する問い合わせや相談に応じます。</p> <p>③成年後見制度利用促進機能</p> <p>本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長による申立てを行うとともに、後見報酬を負担することが難しい方に対し助成を行います。</p> <p>④後見人支援機能、市民後見推進事業</p> <p>後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人などの権利擁護を図ります。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>



(1) 孤独・孤立対策の推進

取り組みの方向性

社会的な孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、深刻化しており、特に児童生徒は不登校・自殺ともに過去最多（※全国）となるなど、深刻な状況です。児童生徒については、学校と連携した居場所づくりや相談等の支援に取り組むとともに、孤立リスクの高いひとり暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対して、見守りや訪問による重点的支援に取り組めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇趣味の講座やスポーツのような生きがいにつながる居場所の提供に努めます。
- ◇孤立・孤独を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- ◇不登校の児童生徒や、ひとり暮らし高齢者、また産後間もない子育て世帯等、特に孤立リスクの高い方に対し、関係機関と連携した見守り活動やアウトリーチを含めた相談支援、また多様な居場所づくり等により孤立防止に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。
- ◇社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域の福祉関係者と連携を図り、見守り活動の強化に取り組めます。
- ◇社会的に孤立している人やその家族に対する支援等を行うとともに、当事者が地域とつながりを持つことができる社会資源等の創出に努めます。

市民や地域に期待する役割

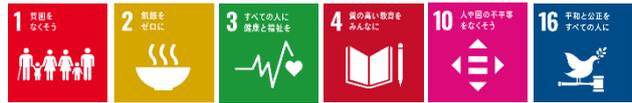
- ◇小さな子どもが居る世帯やひとり親世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めます。
- ◇悩みごとは一人で抱え込まず、周囲の人や相談機関に相談します。
- ◇スポーツや趣味活動など、生きがいにつながる活動に積極的に参加します。また、地域の人に身近に相談できるような関係づくりに努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
相談支援の充実	<p>相談窓口の整備 関係機関と連携し、ひきこもりや窓口に訪れることが困難な人、支援が必要にもかかわらず声をあげられない人にも対応できるよう、さまざまな内容を受け止める相談窓口体制の整備に努めます。</p> <p>孤独・孤立相談ダイヤルの広報の推進 内閣官房が主体となって孤独・孤立に関わる悩みを24時間対応で受ける無料の電話相談ダイヤル「孤独・孤立相談ダイヤル」が試験的に運用されており、運用の実施に合わせ、相談ダイヤルの広報等を行います。</p>	福祉課 生活支援課
子育て家庭の孤独・孤立対策の推進	<p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施 乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握します。また、子育てに対して強い不安や孤独感等を抱えている場合や、産後うつや育児ノイローゼ等の症状が疑われる場合は、養育支援訪問事業につなげ、アウトリーチによる継続的な相談支援など、重点的な支援を行います。</p> <p>子育て支援情報の発信 産後ケア事業やゆりかごサポート等市独自の事業を含め、子育て家庭を支える多様なサービスについての情報発信を推進し、子育て家庭の孤立防止を図ります。</p>	子育て支援課
児童生徒への孤独・孤立対策の推進	<p>不登校児童生徒への支援の促進 心理的要因等により長期間学校に登校できない状態または不登校傾向の状態にある児童及び生徒に対し、状況に応じた適切な相談、指導及び援助を行い、早期に在籍校への復帰を図る教育活動を行うため、適応指導教室の充実を図ります。</p> <p>学校と連携した児童生徒の相談支援の推進 児童生徒や保護者が心や身体の悩み、生徒間の人間関係や不登校等の問題を気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる相談支援に取り組みます。また、貧困等の課題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を推進します。</p>	子育て支援課 学校教育課

基本目標 3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

取組	内容	担当課
高齢者の孤独・孤立対策	<ul style="list-style-type: none"> •各種イベントやセミナーの開催、サークル活動などでの場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。 •地域の福祉関係者と連携し見守り活動の強化を図ることで、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立の防止に努めます。 	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
自殺対策の推進	自殺対策の推進に向け、自殺対策計画に沿った取り組みを推進します。また、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成する、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議を開催します。	福祉課



(2) 地域活動の活性化

取り組みの方向性

地域活動の活性化を図るため、地区や各種団体などの交流・連携を推進します。また、身近な地域において、誰もが気軽に集いふれあいを深めることができるよう、地区社会福祉協議会等と連携しながら、よりあい活動や小地域福祉活動の充実を図ります。

また、地域で活動を行っている人と活動への参加機会を求める人とが交流する機会や話を聞く機会を設け、活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇地域で福祉活動について検討する場や情報交換を行う機会を設けるとともに、小地域福祉活動に関するコーディネーターの配置等の検討により、活動の活性化に努めます。
- ◇地域福祉の推進へ向け、住民主体の福祉活動への支援や地域福祉活動を担う人材の確保・育成を行います。
- ◇行政区活動助成金などの補助制度で地域活動の支援を行います。
- ◇市民協働のまちづくり事業補助金などの地域づくり活動を支援する補助制度を周知します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇地区社協に対し、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担当職員による個別支援の充実を図るとともに、研修会の開催支援、各地区の運営を担う役員等を対象とした先進地視察研修の実施など、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。
- ◇小地域で実施される「よりあい活動」の普及推進を図り、高齢者等の居場所づくり・生きがいづくりを推進します。
- ◇福祉委員の活動に対し、情報提供や研修会の開催等の支援を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇よりあいや小地域福祉活動において、参加者の経験や能力、特技や趣味を生かせるような交流の場や機会をつくります。
- ◇地域の行事などについて、家族や周囲にも声をかけながら、積極的に参加し交流を深めます。
- ◇高齢者や障がいのある人及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。
- ◇地域の組織や団体は、世代の違いや自治会の加入状況に関わらず、転入者等を含め、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 小地域福祉活動の推進</p>	<p>小地域福祉活動の推進については、要支援者等への見守り活動の強化を図るため、地区社協を単位として見守りマップづくり及び配布物を通した見守り活動の強化に取り組みます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>重点 地区社会福祉協議会の活動の活性化</p>	<p>個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕 各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。</p> <p>地区社協連絡会の開催 地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として、連絡会を開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。</p> <p>地区社協福祉関係者座談会の開催 地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>重点 よりあい活動の普及推進</p>	<p>地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、よりあい活動支援講座の開催やよりあい活動支援室内遊具の貸出し、またレクリエーション指導やよりあい活動の新規立ち上げに対する助成金の交付に取り組みます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>福祉委員の設置推進・活動支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。 福祉委員活動への知識・認識を深めるとともに、福祉課題等への理解促進並びに活動に必要な情報の提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、地区別研修会を開催するなど、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>校区まちづくり協議会の立ち上げに向けた支援の推進</p>	<p>地域の課題が多様化し、人口減少が進む中、連携を強め、住みよいまちづくりへ向け活動する「まちづくり協議会」が主体となった取り組みが求められます。現在、豊原校区が市のモデル校区となり、子供会・老人クラブ・PTA・消防団など 20 団体で地域の課題や将来像についての話し合い等が行われており、今後、全市的に同様の取り組みが進められるように、各校区のまちづくり協議会の立ち上げに向けた支援を推進します。</p>	<p>総務課</p>



(3) ボランティア活動の推進

取り組みの方向性

ボランティア登録の推奨やボランティア活動保険の助成、各ボランティア団体・個人の支援、ボランティアコーディネート、ボランティアセンターについての広報・機能強化を実施し、ボランティアセンターの機能やセンター利用について、認知度を高めることで、ボランティア活動の活性化へつなげます。

また、ボランティア同士やボランティアと地域住民が繋がることで、地域で協働して活動できるよう支援します。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

◇社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇ボランティア団体への支援を行うとともに、人材の確保・育成のための取組を行います。
- ◇ボランティアセンターにおいて、ボランティア団体の活動支援や活動者と依頼者との調整（マッチング）、また、活動に関する相談・登録・斡旋・育成・情報提供などを行います。
- ◇住民主体の生活支援の取組の推進をめざし、講座の開催等を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- ◇家庭での子どものボランティア教育に努めます。
- ◇地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
安心してボランティア活動ができる体制づくり	<p>安心してボランティア活動ができるように、以下の取り組みを行います。</p> <p>ボランティアに関する情報提供の推進 広報紙やホームページ・チラシ・ポスターなどで、ボランティアに関する各種情報を発信します。</p> <p>ボランティア活動保険への加入の促進 「ボランティア活動保険」とは、ボランティア活動中の事故によるケガや賠償責任を補償するものです。安心してボランティア活動ができるように、参加者に保険の加入のための案内等を行います。</p> <p>活動費用の一部助成 ボランティア活動団体に対し、必要に応じて費用の一部助成等を行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	<p>専門知識をもったボランティアコーディネーターが、ボランティアについて知りたい方・活動を始めた方・援助をお願いしたい方の相談の受けつけ、活動者と依頼者との調整(マッチング)を行います。また、ボランティア団体の活動支援や活動に関する相談・登録・斡旋・育成・情報提供などを行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の開催	<p>ボランティア団体や個人ボランティア間の情報交換や相互の交流を深める活動を行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティア講座の開催	<p>ボランティア活動へのきっかけづくりや今後の活動の参考にしてもらうことを目的に、ボランティア講座やボランティア体験会、ボランティアサロンなどを開催し、市民のボランティア活動の活性化を図ります。</p>	社会福祉協議会
赤い羽根共同募金に対する理解と募金ボランティアの育成	<p>地域福祉活動への参加方法の一つである赤い羽根共同募金などの寄附を促進する仕組みを検討し、寄附文化の醸成を図ります。また、募金活動に携わるボランティアの育成に努めます。</p>	社会福祉協議会



(1) 人権教育・福祉教育の充実

取り組みの方向性

年齢や障がいや疾病の有無、また性別や国籍等に関わらず、誰もが尊重しあう、人権侵害の無い社会を実現できるよう、教育や啓発を通じて人権意識の醸成を図ります。

また、未来を担う子どもたちに地域福祉の重要性を伝え、主体性をもって地域活動に取り組むことができ、課題解決につながるよう、子どもの頃からの福祉教育を充実します。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇福祉や人権に係わる情報提供や、学校と連携した福祉教育の推進に努めます。
- ◇3週間事業（障がい者週間、人権週間、北朝鮮拉致問題）に合わせた広報・啓発活動を推進します。
- ◇地域で認知症や多様な障がいに関する講座や講演会を行い、市民の地域福祉への関心・理解向上に取り組めます。
- ◇提供義務が拡大された合理的配慮について、市内事業所に対する情報提供や普及・啓発活動に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇学校や各種団体と連携して、児童生徒に対する福祉教育を推進します。
- ◇福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

市民や地域に期待する役割

- ◇多様な個性や文化、また考え方等を否定することなく、誰かの尊厳を傷つけない事を心がけます。
- ◇高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。
- ◇障がいのある人も積極的に交流行事に参加します。
- ◇地域や学校で行う研修会等に参加します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
虐待や DV 防止に係る広報・啓発活動の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待や、男女間のDVは許されない人権侵害です。あらゆる人の人権の遵守に向け、虐待や DV 防止に係る広報・啓発活動の推進に取り組みます。	福祉課 人権・同和教育推進室 人権・同和对策室 子育て支援課
人権教育の推進	子どもや高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの方や外国人等を含めすべての人の人権の遵守に向けて、広報や人権セミナーを通じた人権教育を推進します。また、3つの啓発週間（障がい者週間、人権週間、北朝鮮拉致問題）に合わせて、それぞれ広報・啓発活動を推進します。	福祉課 人権・同和教育推進室 人権・同和对策室
学校と連携した福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間を活用し、福祉体験活動を推進します。 ・認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 ・福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。 ・増加する児童生徒の自殺への対策として、「SOSの出し方に関する教育」を推進します。さまざまな困難やストレスに、まず児童生徒自身が気づき、相談の仕方等の方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。 	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
ユニバーサルデザインや合理的配慮の推進	公共施設や社会福祉施設の整備・改修、また広報やながわをはじめとした広報物やガイドブック等の作成等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を踏まえたものとします。また、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がい者の要請に対する合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法の趣旨や事例について、周知・啓発します。	福祉課
文化芸術活動に対する支援の推進	年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが自由に文化芸術活動を楽しみ、活躍することができる環境づくりを進めます。	福祉課 生涯学習課



(2) 福祉問題などを学ぶ機会の充実

取り組みの方向性

多様化する福祉課題に対して、地域の見守りや声かけから早期発見や早期の支援につなぐことができるよう、さまざまな福祉問題などを学ぶ機会の充実に努めます。

また、高齢化社会の進展とともに、認知症は深刻な社会問題となっています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「理解」と「支援」が不可欠であり、住民に対する認知症への理解や支援を啓発していく事が重要です。学校等と連携した認知症サポーターの養成や認知症カフェ等の運営支援等により、認知症の高齢者やその家族が安心して生活できる基盤の整備に努めます。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、身近な福祉問題についての理解を深める取り組みを進めます。
- ◇認知症になっても安心して生活できる基盤づくりに向け、学校と連携した認知症サポーターの養成や、認知症カフェの運営、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練の実施等に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇各種講座や社会福祉大会の開催を通じて、幅広い世代への福祉意識の啓発を図ります。
- ◇社協だより（年6回発行）を通じて、福祉に関するさまざまな情報提供や啓発を推進します。

市民や地域に期待する役割

- ◇人権や福祉についての講演会や、認知症や介護、子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会などへ積極的に参加し、知識の習得や理解促進に努めます。
- ◇地域の資源や人材を生かしながら、福祉についての学習会や講座などに参加します。
- ◇認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成講座に誘い合って参加するなど、地域における普及に努めます。

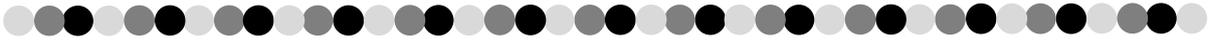
市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 認知症高齢者を支える取り組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 ・認知症高齢者を支援していくためには、支援するための入り口である相談窓口機能を強化していく必要があります。 ・認知症高齢者を支える地域づくりに向け、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練が全校区で実施できるように努めます。 ・認知症の人やその家族への認知症ケアパスの普及に取り組みます。 	<p>福祉課 学校教育課</p>
<p>社会福祉大会の開催</p>	<p>社協の活動や福祉への関心を高めてもらうことを目的に、社会福祉大会を実施します。また、多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>新たな福祉問題を学ぶ機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や社協だより等を通じて、比較的新しい福祉問題（社会的孤立、不登校・ひきこもり、ヤングケアラー、再犯防止に関する取り組み等）について、情報提供また福祉的支援の必要性に関する広報等を行います。 ・全国的な課題や比較的マイノリティな福祉課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に市民福祉講座を開催します。 	<p>福祉課 子育て支援課 生活支援課 学校教育課 総務課 社会福祉協議会</p>



第5章

計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

地域福祉を推進するためには、第1章で述べた通り、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

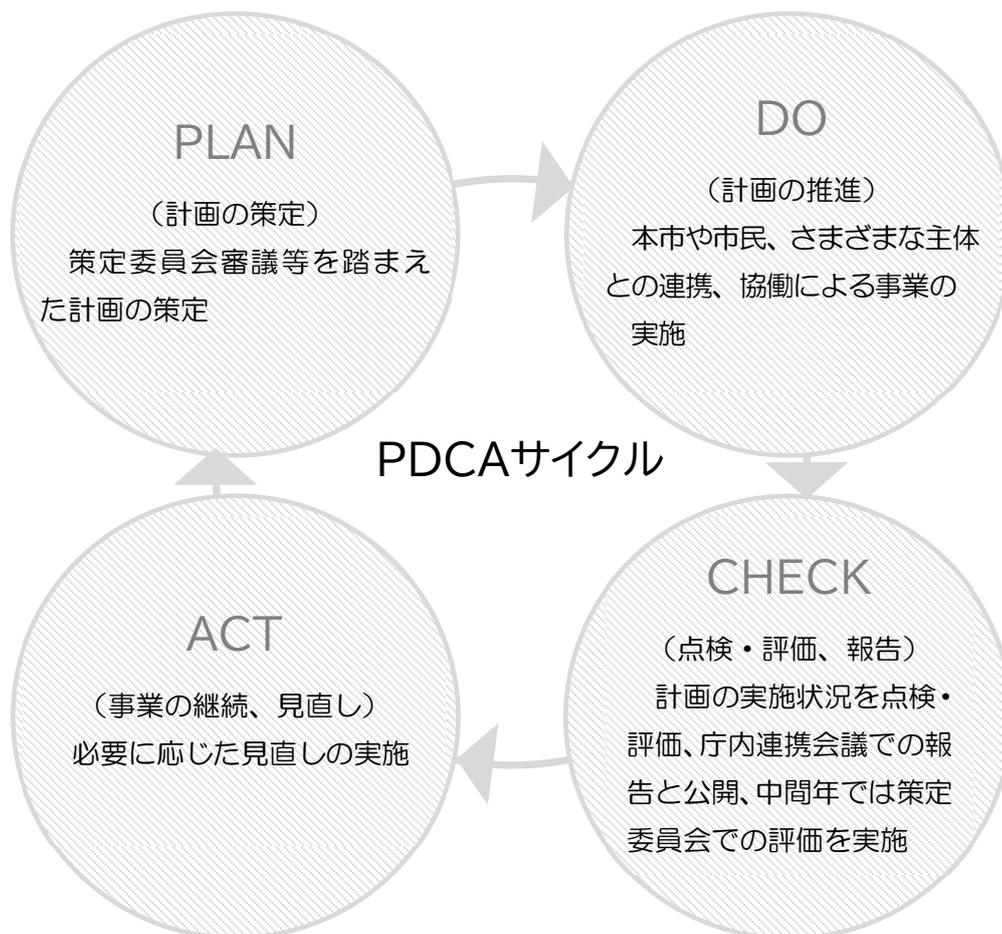
計画の推進にあたっては、これらがお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが大切です。

■ 関係機関との連携図



(2) PDCA サイクルに基づく計画推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、適切な時期に地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行うPDCAサイクルを構築し、本計画の推進につながるよう努めていきます。また、福祉に限らず、さまざまな分野との連携による協議を行い、法改正などの社会情勢の変化に応じて新たな事業を取り入れるなど、柔軟に計画を推進します。





資料編



1 柳川市地域福祉計画策定委員会要綱

平成24年4月1日

(設置)

第1条 柳川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、広く住民等の意見を反映させるため、柳川市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究並びに計画の策定に必要な事項の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は学識経験者、関係団体、関係事業者、関係行政機関の職員及び市の職員のうちから市長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。ただし、第3条第2項の規定に基づき委員を委嘱した直後の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長を持って充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 柳川市地域福祉活動計画策定委員会要綱

平成24年4月1日

(設置)

第1条 柳川市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効率的に推進するための柳川市地域福祉活動計画を策定することを目的として、柳川市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この委員会は、平成15年11月に提示された全国社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定指針」に基づき、柳川市と互いに補完・補強しあい、地域福祉の推進を図るため、市の地域福祉計画と併せて、一体的に策定を進める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究並びに計画の策定に必要な事項の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は学識経験者、関係団体、関係事業者、行政等のうちから会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱した直後の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員長を持って充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、社会福祉協議会総務係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

3

柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

	団体名	役職	氏名	備考
1	柳川市要保護児童対策地域協議会	会長	生田 裕子	
2	柳川市身体障害者福祉協会	会長	石橋 英敏	
3	柳川市老人クラブ連合会	副会長	柿野 誠	
4	柳川市社会福祉法人連絡協議会	会長	覚知 康博	
5	柳川市行政区長代表委員協議会	副会長	坂本 富雄	
6	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	副所長	下川 登史美	
7	柳川市民生委員児童委員協議会	会長	白石 小夜子	副委員長
8	柳川市公民館連絡協議会	会長	白谷 宣夫	
9	柳川市議会	議員	白谷 義隆 矢ヶ部 広巳	R4年8月26日～ R4年11月21日～
10	柳川市母子寡婦福祉会	会長	新開 道代	
11	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	役員	高須 実生	
12	九州大谷短期大学	福祉学科 長・教授	中村 秀一	委員長
13	柳川市ボランティア連絡協議会	監査	橋爪 大輔	
14	柳川市地域婦人会連絡協議会	会長	藤木 利美子	
15	柳川市地区社会福祉協議会連絡会	会長	松藤 徳光	
16	柳川市保育協会	会長	山田 元子	

4 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につなげていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

●医療的ケア児

NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

●NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

【か行】

●介護予防ボランティア

高齢者が自らの介護予防となるボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通して地域貢献すること。高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進することを目的としており、柳川市では、介護予防ポイント活動者事前研修を受けた、柳川市内在住の65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、介護予防ポイント活動を行った場合に、ポイントが付与され、付与されたポイントの合計に応じ、ポイント転換奨励金が受け取れる事業を行っている。

●苦情解決制度

利用者の立場や意見を擁護する仕組みで、サービス内容に不満や要望がある場合、利用者と事業者の話し合いの仕組みを設定、施設など事業者側の職員が苦情受付担当者となり、利用者からの苦情内容を受け付け、利用者が希望すれば事業者が選任した第三者委員を交えて話し合いを行う。また、都道府県の社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として学識経験者から構成された運営適正化委員会が設置されている。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●権利擁護

判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや権利侵害の解消や予防をすること。

●合理的配慮

障がいのある方から、ほかの方と同じように活動することができるように、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

●子育て支援拠点施設

子育て中の親子が気軽に利用でき、親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントの企画・実施等を行う公共施設のこと。

●個別避難計画

高齢者や障がい者など、自ら避難することが難しい、避難に支援を必要とする人たちの避難方法について、一人ひとりの状況に合わせて個別に定めた計画のこと。

●コミュニティバス

バス不便地域を運行する乗り合いバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

●在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童発達支援

小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが通う、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、また集団生活への適応に向けた訓練や支援を受けるための制度のこと。

●市民後見人

成年後見人の候補者として専門家ではなく、ボランティアで後見業務を行う人のこと。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協働による相談支援などをその職務とする民生委員児童委員をいう。

●障害者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援の拠点として、障がいに関する総合的な相談業務を行うとともに、民間の相談支援事業所に対して指導・助言を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る役割などを担う拠点施設のこと。

●障がい者自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●スクールカウンセラー

小学校や中学校等に配置されている心理職として、子どもや保護者からの相談を受ける人のこと。

●スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、障がい、非行、暴力等、子どもや保護者が抱える困難や悩みに耳をかたむけ、解決または緩和できるように一緒に考えたり、本人や本人を取り巻く環境（家庭、学校、地域等）の双方に対し、本来の可能性や強みが引き出せるよう関係機関と連携した支援に取り組む人のこと。

●生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

●生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の日常生活の困りごとを把握し、地域貢献活動に参加意欲のある企業や団体等の多様な主体に働きかけ、高齢者の生活を支えるしくみづくりを進める人のこと。

●制度の狭間

既存の公的福祉サービスでは対象とならない、または、該当するサービスがないものの、生活課題が生じており、福祉的支援が求められる状態のこと。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担っている状態のこと。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●DV

ドメスティックバイオレンス。家庭内や恋人などのパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のこと。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。

●認知症カフェ

認知症のある人もそうでない人も、気軽に集まって話をしたり、情報交換をしたりする場所。

●認知症ケアパス

認知症本人の家族や周囲の人が適切な対応ができるよう、認知症の症状の進行に合わせて、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示したもの。

●認知症高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者などが徘徊行動により行方不明となった場合、より多くの団体や人と情報を共有することで、徘徊による行方不明者の早期発見と保護につなげることを目的としたもので、ネットワークを構成するのは、警察をはじめ、消防、市内の介護事業者、社会福祉協議会、郵便局、農業協同組合、金融機関、医療機関、公共交通事業者などの団体。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学びます。

【は行】

●8050 問題

80 代の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯のこと。子どものひきこもりの長期化と、親の高齢化につれて深刻な状態に陥る可能性が指摘されている。

●パブリック・コメント

行政機関が計画などの原案を事前に公表し、住民から意見を求め、寄せられた意見を踏まえて決定する制度。

●ピアカウンセリング

「ピア」とは「仲間」という意味であり、ピアカウンセリングとは、同じような立場や、悩みを抱えた人たちが集まって、互いに相談し、知恵を共有したり、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。

●BCP(業務継続計画)

通常業務が困難となるような大規模地震および、風水害が発生した際に、重要な業務等を中断することなく提供するための体制等について定めた計画のこと。

●避難行動要支援者台帳

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない者が迅速かつ確実に避難できるよう、地域の人たちに何らかの助けを希望する人の台帳。

●ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

●フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないものの、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設や生活困窮者等へ無償提供するボランティア活動のこと。

●放課後等デイサービス

6 歳から 18 歳までの障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが通う、生活能力の向上のために必要な訓練等を受けるための制度のこと。

●保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のこと。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、保護観察や犯罪予防活動を行う。

●ボランティアセンター

ボランティア活動の活性化にむけて、ボランティアの需給調整、情報提供、養成教育、ネットワークづくり等を行う拠点のこと。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力の違い等に関わらず、はじめからすべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のこと。

●養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問等により把握された支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の推進につなげる事業のこと。

●よりあい活動

民生委員児童委員など、地域住民が主体となって区内の高齢者の「ひきこもり防止」や「要介護予防」、「生きがい健康づくり」などを目的に行っている活動。

【ら行】

●療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●老々介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。

5 SDGsの17の目標について

SDGsにおける17の目標の概要は、以下の通りです。

■SDGsの17の目標（網かけは本計画と密接に関わる目標）

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		